

第四十三回国会 参議院農林水産委員会會議録第二十一号

(一一一〇)

昭和三十八年三月十九日(火曜日)

午前十時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 櫻井 志郎君
理事 青田源太郎君
仲原 善二君
渡辺 勘吉君
北條 簡八君
森 八三二君

委員

植垣弥一郎君
岡村文四郎君
梶原 茂嘉君
中野 文門君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
山崎 齊君
大河原 次君
安田 敏雄君

政府委員

農林政務次官 大谷 實雄君
農林大臣官房長 林田悠紀夫君
農林省農林 松岡 亮君
農林省農政局長 斎藤 誠君
農林省農地局長 任田 新治君
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

農林省農林経 立川 基君
済局金融課長

本日の會議に付した案件

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を開会いたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○渡辺勘吉君 まず、二つの法案が出ておりますが、質疑を整理する上で、最初は農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案を中心として政府の見解を質疑を通じてただしていきしたいと思います。

この提案理由の説明の中に、法律改正の眼目ともいえる組合金融以外に他の金融機関を指定するのが眼目であり、その理由としては、近年ますます旺盛になつてゐる農家の資金需要を充足させるために、地方銀行等の保有してゐる農家資金を農業に還元するといふことが理由の一つになつてゐるようです。こういう必要があるのかないのか。あるとすれば、具体的にどの程度の農村還流を期待して法案を出されてゐるか、計数によつて具体的に御説明を願ひます。

○政府委員(松岡亮君) 近年農業の資金需要が非常に活発化して参りましたことは、よく御承知のとおりでございます。したが、これに對しましては政府といつたしましては農業近代化資金を設けまして、その需要にこたえておるのでございまして。そのほかにも農林公庫資金等も拡充いたしまして、農林公庫の場合三十七年度が七百十億円の融資額でございまして、来年度は八百七十億、全体の投融資の伸びよりもさらに上回る増額をいたしております。そのわけでございます。近代化資金につきましても、三十八年度のワケを予定するにあたりまして、一応都道府県の希望額を聞いてみたのでございまして。これは、集計いたしました約五百六十億でございます。これは無査定でございます。そのうち新たに設置いたしました農林漁業経営構造改善資金の中で構造改善地区に融資いたしますのは、従来近代化資金で構造改善地区に対する融資、単独事業分、補助事業分も融資いたしておりましたが、その分を新しい資金でまかないますので、その辺も勘案いたしまして五百二十億と、こういたしたのでございまして。そのうち農協以外の新しく改正後つけ加えられるものはどのくらいが見込まれるかということでございますが、これの推定は実のところ非常に困難な問題でございまして。私ももといたしましては、農家のその他の金融機関に対する預け入れの状況、あるいは農業に対するその他の金融機関の貸し出しの状況等から見まして、これは正確に数字で表わすことは困難でございますが、大体少なくとも農協系統が五百億以上は要すると考えますと、その他の金融機関は二十億以下ではないか、そういう見当をいたしております。

○渡辺勘吉君 今の御答弁によりまして、査定をしないままの地方庁からの希望額が近代化資金としては五百六十億、そのうち構造改善等公庫資金に振りかえるもの等を勘案して五百二十億、こう見たというわけですね。その五百二十億の私の質問に対しては、農協は五百億をこえるだろうと、逆に言えば、銀行は二十億を下回るだろうと、こういうことですが、もつとはつきりしたその数字というものが無いのですか、なければならぬお答えを願ひたいし、それから二十億以下というものの推定の根拠はどこにあるかを、合わせてお伺ひしたい。

○政府委員(松岡亮君) 私どもとしましては、いろいろなさつきも申し上げました試算をいたしたのでございまして。というのは、たとえば農家資金動態調査におきまして、その他の金融機関から借り入れしている割合、あるいは預け入れしている割合等の試算をいたしたのでございまして、それによりまして、まあその他の金融機関の占める比重といふものは非常に小さいわけですが、それを全体の資金需要の面でそのまゝ計数として明確に出すのは、非常に危険でございまして。これはやはりいわば相当大ざっぱな推定とならざるを得ないのでございまして。そういうところから、従来の米の代金の支払い金融機関として農協と系統外とございまして、それらの割合から見ましても非常に少ないものであるという見当で、

今申し上げましたように、非常に大ざっぱでございますが、農協系統が五百億をこえ、その他の金融機関は二十億以下、こう申し上げておるわけでありまして。

○渡辺勘吉君 これは意見になるわけですが、大ざっぱにそのように推定をされる根拠に、実は非常に問題があるわけでありまして、組合金融全体で五百二十億というワケを消化できないといふことが、まず基本的な問題点なわけですね。具体的な例を申し上げましよう。私こ三日ばかり郷里岩手の手果の東磐井郡では、今度、三十七年度の近代化資金に対しての要請は、下からの積み重ねで、三千八百六十四万、それに対して農林省から県に割り当てたワケの、県に対するワケが一千万円しかない。大ざっぱに言つて四分の一しかワケがないために、みずからの希望する四分の三は、融資の対象からはずれざるを得ない、そういう問題があるわけですね。その三千八百六十四万が農協自体で自まかないがでできない数字ではないわけですね。一郡だけの例をとつて申し上げます。そういうときに全体で五百二十億、そのうち五百億を多少上回る程度が組合金融で原資をまかなうという見方は、現実から言へば銀行を介入するためのこれは一つの手段であつて、私から言へば、この提案の理由になつてゐる意図とは非常に違つて、地元ではみずからの収集した資金を、この制度にのせて融資をしたいという希望がある繰返し申し上げますけれども、一郡の例で言えばワケの四

倍程度の希望があるわけですね。原資がないということ、そういうふうには銀行融資を二十億も考えるのか、あるいは原資はあるが、銀行からも出させるために二十億以内の融資総額を予定するのか、どちらですか。

○政府委員(松岡亮君) この間の御審議においても、資料に基づいて御説明申し上げましたが、全体としてはまだ原資が足りないという状況ではないと思っております。資料に基づいてなお余裕があるというように申し上げておいたわけですが、ただそのときにかなり格差が出てきておる。それではその近代化資金の貸し出しが進むにつれて、その格差がかなり目立つてきたということも申し上げたつもりでございますが、そういう方面から一般的にはまだ原資に不足はないが、地域的には、場合によって起り得るということは申し上げざるを得ないかと思ひます。しかし今回の改正の理由としては、そういう点も無視はできないと思ひますが、原資が足りないからということも重視して申し上げておるのではないのでござい

○渡辺勸吉君 原資が不足する理由からでないと思ふれば、どういふ理由ですか。

○政府委員(松岡亮君) 一般的に申し上げまして、そういうことはまだ申し上げられない。しかし地域的には格差が出て、現に自己資金が足りないというふうな農協も出て参つております。そういうことは無視できないと思ひます。

○渡辺勸吉君 私は局長の考え方に、根本的に異議を持つております。地

域的なアンバランス、地域的な格差と言ひましたが、地域によって組合金融自体では自まかないでいる地域と、非常に借り入れに依存しなければならぬ地域、そういう内容のお答えだと思ひますが、そういうことですね。だとすれば、私は組合金融自体は、そういう地域的な資金のアンバランスを総合的に調整するのが、系統金融の大きな役割であると思ふ。したがって、資金量の不足なところは、系統金融でそれを補完的に融資等の措置を講じて、組合員の希望による資金を供給するといふのは、あなたに申し上げるまでもなく、これは組合金融系統の当然の責務である。しかるに、あなたはそういう末端の資金のアンバランスといふものを理由として、そこに銀行融資といふものを制度として認めるというところは、これは組合金融本来の性格、機能といふものを無視するか、軽視するかという前提に立つてこれは根拠があつて、本質的にはこれは理解しにくい点であります。その点はどうか。

○政府委員(松岡亮君) 今御指摘のありました組合金融は、本来組織の中で相互に原資の過不足を調整する、それによって全国的にできるだけにして資金の過不足がないようにするといふのが機能であるという点は、全く同感でございますが、本日提出いたしました資料の三枚目にございまして、農協資金の地域差の状況でございまして、これをあらためていただきますと、これは私のほうで分析いたしましたものでございまして、全国の県をABCと分けまして、Aは都市的な府県、Bは中間的な府県、Cは農村的な府県、そういうふうに分けまして、その貯

金、貸出金、一組合当たりの平均でございまして、それから貯貸率等を出してみたのでございまして、C地域におきましては八八%と非常に高くなつております。これはもうかなりとオーパー・ローンの状態になるというふうな傾向を示してきておる。そういう点もございまして、組織全体として調整すると申しまして、オーパー・ローンの状態にはなかなかできないわけでございます。それらの問題もあわせて考えていく。その原資の地域差の問題といふものは軽視できないといふように考えるのであります。

○渡辺勸吉君 こういう貯貸率そのものからみれば、やオーパー・ローンの段階に間もなく行きつくであろうといふことは明らかに読み取れるわけでありまして、問題はこういう表面で取上げられた貯貸率といふことではなしに、私の言ひたいのは、転貸をするというケースがこれはオーパー・ローンとは切り離して考えるべき要素ですね。これに必要な資金源がみずからない場合は、系統からこれを融資に仰いで貸付をする。それが当然長官も局長もお認めを願つておる近代化資金としては正常なルートなんですね。だから、そういう借り入れと貸付が、制度金融によつて貸借バランス化しているといふものは、これは総体の貯貸率でオーパー・ローンというふうな見方は、これは当たらないと思ふ、そうですね。それを是認されるならば、この貯貸率といふものは、さらにそういう点を分析すれば、オーパー・ローンといふものはかなり将来のこれは問題であつて、ここで銀行等を介入するという理

由には、少なくとも当分の段階ではあり得ないと思ふ。その点はどうか。

○政府委員(松岡亮君) 私も全体として顕著な傾向として、そういう問題がすぐには出て参らないと考えるものでございまして、それから貯貸率につきましては、これは一組合当たりの貯貸率でございまして、一組合当たりの貯貸率がこういう状態であるといふのは、転貸によつて融資を行なう場合においても、組合の経営面から申しまして、必ずしも無視できない問題ではないかといふことも考えられるのでございまして、それから転貸をするにしましても、このABCで分けました地域差の状態は、信連の段階にかなり現れてきておるものでございまして、しからば、農林中金が全国中枢の機関といたしまして、その総合的な調整の役割、地域調整の役割をやる。これは農林中金の存在理由の大きな一つでございまして、しかし、それにもそう無限の調整能力があるといふことはなかなかない。特にコストにつきましては、転貸して参りますと、漸次コストは高くなつてくる。それがまた組合経営に響いてくる。そういうような問題もございまして、まあ先ほどから申し上げたような原資の過不足の問題といふのは、かなり重視しておかなければならないのではないかと、かように考えております。

○渡辺勸吉君 話は系統金融のピークの中金の話になりましたから、この近代化資金に限つて御質問申し上げます。

○政府委員(松岡亮君) 信連におきましては二八八分五厘、こう見ております。

○渡辺勸吉君 信連の近代化資金の融資については基準金利として八分五厘、村の農協段階では九分五厘といふものを基準金利としてお示しになり、

○政府委員(松岡亮君) 近代化資金を貸し出す原資のコストといたしまして、平均九分五厘を見ております。これは調査が非常にむずかしいところですが、農協の調査に基づく平均九分七厘五、六毛であります。それをベースにいたしまして、さうきめておるのでございまして、系統金融としてお伺ひいたしておるのです。単協段階の九分五厘はまずわかりましたが、系統として各段階別にどういふ基準金利を、政府としては行政指導上からお示しになったかお伺ひしたい。

○渡辺勸吉君 信連におきましては二八八分五厘、こう見ております。

それに対して国の利子補給、県補給等で末端金利六分五厘ですね、そこまではわかっておるのですよ。私のわかないで御質問申し上げるのは、中金が県信連に融資する近代化資金の基準金利を、どう行政的に御指導されしめたかということでありませう。

○説明員(立川善吉) 近代化資金では、御存じのように融資機関として信連、それから単協、それから農林中央金庫を指定しておりますが系統金融という建前の方向で、一応融資機関そのものとしたしまして信連がお貸しする場合には、先ほど申し上げましたような八分五厘にしてあります。それから原資の供給という意味で、信連なり単協、信連が単協へ、あるいは農中が信連へ貸す場合には、別に制度的には幾らというふうにきめてございませぬ。それで、農林中金そのものが、信連がいろいろな事情で直貸しできませぬ場合には、みずから直貸しをいたします場合には、一応単協段階に対して貸し出す場合には、信連と同じように八分五厘というふうに考えております。

○渡辺勸吉君 私はこの質問が、局長みずからが答弁がでないところに問題があると思う。農林中金が単協に直貸しをする場合に八分五厘ということを指導しておるとおっしゃるのです。が、私はそんな考えられないようなケースを聞いておるのじゃなくて、通常ですね、組合金融が近代化資金を融資する場合には、信連が単協に融資する基準金利を八分五厘と設定をし、単協が組合員に融資する金利を九分五厘と基準金利を強く規制しながら、中金が信連自体の必要から近代化資金を転貸を受ける場合の基準金利をお示しに

ならないというのは、資金源の問題に關連してこれは重大な問題であります。局長その点いかがでございますか。

○政府委員(松岡亮君) 大体、現在におきましては信連と単協から近代化資金をほとんど貸し出してもらうという体制で指導しておるわけでございませうが、農林中金が全国段階に貸し出す場合は共同利用施設でございませうが、これは近代化資金の場合も七分五厘でございませうが、それは七分五厘でやつてもらうというわけでありませう。

○渡辺勸吉君 それでは信連が、ほとんど単協で自まかないがでない場合には八分五厘で融資をしておるといふことですが、現実には九州及び東北地帯では、みずからの造成した資金で融資がなかなか容易ではないという段階にきております。これは御承知ですね。そういう実態から、中金に対して近代化資金の転貸を申し込んでも、その場合には今局長が言われたように、いいですか局長、あなたが言われたように全販連等、この近代化資金に相当する共同施設等に七分五厘で出しておるから、中金が、信連が必要な場合に、近代化資金を信連に転貸する場合は七分五厘で融資をするのだ、こういう御答弁に理解してよろしいのですか。

○政府委員(松岡亮君) 東北や南九州の方面の信連が、原資が足りなくなるという傾向がだんだん現われております。それに対してしまして、農林中金は所屬団体に貸し付ける、従来の所屬団体貸付の形で原資を供給しておるのでございませう。それは、近代化資金の転貸という形ではなくて、不足に対して所

屬団体への貸付ということをやっておるわけでございます。

○渡辺勸吉君 もちろん、それを百億信連が融資をしたから百億を中金から仰ぐというケースもあるでしょうが、あなたのおっしゃるようになりますね、みずから融資をして不足な場合は、中金から近代化資金の転貸を受ける場合はあるわけですね。そういうときの金利は、一体基準金利として七分五厘というふうに局長の答弁を理解していいですかと伺っておる。

○政府委員(松岡亮君) 先ほど七分五厘と申しましたのは、全国団体へ貸し付ける場合でございませう。たとえば全販連の共同利用施設等に貸し付ける場合でございまして、南九州の信連等が近代化資金を貸し付けるにあつて、その原資が足りないというような場合に、たとえば、ある信連が三十億円の近代化資金を貸し付けたがそれに對して十億足りないという場合に、農林中金が十億を応援する場合には、通常の所屬団体貸付でございまして、さき申し上げたのと違つてケースに現在ではなつております。それについて通常の所屬団体貸付の金利で貸し付けております。

○渡辺勸吉君 そうしますと、これは近代化資金ですから、中長期にわたる転貸の取引が出るわけですね。そのときに通常金利ということになれば、さつき課長が言われたように、八分五厘と理解していいですか。

○政府委員(松岡亮君) さようでございませう。

出している、私はこれは非常に中金の英断で、これだけのサービスをして融資されることに満腔の敬意を表している者であります。それはさておいて、この系統全体でこの近代化資金を十全にそしやくして、その期待にこたえるというためには、中金から信連に転貸するその基準金利が、今御答弁になつたような八分五厘では、これは筋が何もないというわけでありませう。これが問題なんです、現在、でも、もちろん局長の先ほどの御答弁を利用する意思は毛頭ありませんので、七分五厘などというのを、私は考えているのではないのですけれども、少なくとも系統三段階をあげてこの近代化資金を十分そしやくしていくためには、中金が信連に融資する基準金利、近代化資金の基準金利は、常識的に言つても計数的に言つても、八分でこれを明確に打ち出すことではなれば、信連段階もこれらの期待にこたへることができないという実情にあるわけですね。そういう信連が五厘の扱い上の事務経費を取り、単協が一分の事務経費を取ることによつて、それぞれの段階が系統金融内部で、近代化資金の取り扱いに合理的な措置が果たせるわけでありませう。しかるにこの近代化資金が発行いたしましたから、信連なり単協の基準金利はお示しになりましたけれども、問題をしぼつて、中金と信連との近代化資金の取り扱いについての、適正な基準金利というものの御指導が、なされたのかなされないのか。なされたとすれば、それが明確に期待するような方向ではなしに、信連が単協に融資する八分五厘で、中金が信連に融資するといふ基準金利とは、これはどうして

い中金と信連の段階で系統金融の資金の枯渇化が現出しつつある。いろいろな理由もございませうが、私は重ねて申し上げますけれども、この基準金利というものは、系統三段階を通じて適正な金利を、行政当局としては強く指導して、それを実現化するのになければ、全く九州なり東北においては、三段階の中で、信連、単協の中で近代化資金の資金源について忠実に実施してきているところほど、頭打ちの方向に近づいてきている。これを打開するのが今までの近代化資金として積極的に融資の姿勢を示さなかつた中金が、ここで原資の門戸を、現実的にも理論的にも開放することこそが、近代化資金を組合金融で十全に機能を發揮するゆゑであると思つたので、この私の希望する、中金が信連に近代化資金を融資する金利は、御答弁のように今後も八分五厘として、信連が単協に融資する金利と同じようなことが、最も妥当な基準金利だとお考えになるのか、その点をまずお伺いいたします。

○政府委員(松岡亮君) ただいま御指摘になりました点は、確かに検討を要する問題である、こういふように考えるのであります。で、現在までのところは、まあ三十四、五年ごろ系統金融としての蓄積が非常にふえて、南九州、東北等においてもほぼ自まかないできる状態にあつたのであります。その後近代化資金の貸付が進みまして、ちよつとまた逆転の状態になる、ということ、今までのところは季節的な不足資金を信連が農林中金から借りれば、つまり六月ごろの一番農業資金の不足する時に、信連が農林中金からその時期の融資を受ければ、その不足

をまかなっていくという点に關して全体の調整ができておったのでございすが、また通常の所屬団体貸付の金利でいけた、あるいはそれで問題はなかつた、こういうことでございすが、だんだん現在のよう傾向が明らかになつて参りますれば、近代化資金の原資として、そのときの金利を検討を要するといふふうな点については、確かに今後の問題であらうと存じます。

○渡辺勸吉君 そのことについて、時間があればもう少し詳しく伺いたいと思ひますが、大事な問題について次に参入して、なお時間があれば、今の組合金融自体のこれは反省する問題も、かなり近代化資金の中にもありますから、触れることにいたします。

この前の委員会でも、たしか森委員その他の委員からもお話があつたのでありますが、この提案の理由の第二点としては、農協系統融資機関から資金を借りがたい農業者等に云々ということが、これは非常に問題なわけであり、このことについては、非常にばくとしたデータしかお示しがなくして、非常に理解しにくいことであつたのでありますが、その借りがたいという点については、具体的な資料の提出を要求し、たゞいま資料が出たようでありますから、まず、この農家が農協から資金を借りがたいと、今度の、組合金融だけを法律にうたつておる單獨法を、あえて商業銀行等を入れようとする理由の一つとして、第一の資金源の点は、私はこれは理由にはならない、少なくとも遠い将来は別として、系統金融全体の機能が十全に發揮されるならば、まだまだ当分の間は、資金

源云々という提案の第一の理由は認めがたいと思ひます。

第二の理由について、資金を借りがたい農業者、これが一体どういふ実態によつて、そういう商業銀行等を導入する根拠になつたのか、これを具体的に、納得のできるような説明を、この際お伺いをいたしたいと思ひます。幸い資料が出たようでありますから、資料を中心として御説明をお願いいたします。

○政府委員(松岡亮君) それでは、資料に基づいて申し上げますが、お配りしてございします農業近代化資金助成法關係資料、これのうち、最初に一といひまして、農業近代化資金融資取り扱ひ農協数というのが出ております。これは三十六年度の状態でございします。組合農協の数、つまり、信用事業を行なつてゐる農協の数が一万一千二百ございします。そのうち近代化資金を取り扱ひました農協の数は七百五十六でございします。これは全体の六四、つまり三六は近代化資金を扱ひなかつたという結果でございします。この数字は、県からの報告に基づいた数字でございします。

なお、三十七年度の様子は、今後報告があることになりすが、最近、きつめて最近でございすが、若干の県についてちよつと聞いてみたところでは、やはりこういう農協の数が、減つてはおりますけれども、あるといふ模様でございします。

それからその次に、二といひました、総合農協に加入してゐる農家の数でございします。これが全体の農家の総数に対して何パーセントを占めてゐるか、これも御要求の資料でございします。農林省の農協一斉調査による総合

農協の正組合員数は、約五百四十万戸でございします。これに対して、ちよつと時期がずれておりますが、農林省の統計調査部が調べました全国の総農家戸数の推計値は、約五百九十九万戸でございします。結局総合農協に加入してない農家は、推定でございしますが、九割、まあ一割近いものが農協に加入してない、こういうことになるのでございします。

次に、次の紙に移りまして、今申し上げました農協が近代化資金を取り扱つていない場合、どういふ理由で扱つていないかという理由を調査したものでございしますが、これはもちろん数千の農協について全部を調べることはできませんので、抽出いたしました。十五県について抽出調査をやりました。そのうち、近代化資金を扱ひなかつた農協のうちから二百六十六組合を対象に、昨年九月、調査されたものでございします。

その扱ひなかつた理由をいたしまして、まず農協の業務停止の状態、それから貸出事務体制の不備というものが三六農協で、全体の九・六でございします。この貸出事務体制の不備というものは、どうも事務能力が足りないといふこともあるようでございします。

それから農協の自己資金不足を理由にやらなかつたものが五十五で、一四・七、それから信連からの販賣資金の借入れが困難であるという理由で四十二農協、一一・二、この中で九割、単協の理事が借りることに反対したというのが一・三でございします。

そのほかに借り入れの希望者がなかつたといふのでございしますが、これが全体で百五十九ございしますが、PRが足りなくて、知らなかつた、それから農家のほうに積極的に借りる意欲がなかつた。立地条件の不備、交通の不便とかそういうことでございします。それから、そういうものもございします。それから、これは希望者のほうから見まして、事業計画が不備であるとか、信用が足りないとかいふのが幾分ございします。

それから、その他の理由でございしますが、これが一五・五でございしますが、これには、手続が煩瑣だとか、金利の關係で、つまり借りて貸すのはべいしなとか、今後やる、というふうなものがあるわけですが、大体以上のようなことでございします。

○渡辺勸吉君 今御説明になつた資料だけについて見ますと、三十六年に近代化資金を取り扱つた第一表であります。これは、この前の委員会でも御説明がありましたが、初年度の扱いとして、非常に趣旨も徹底しなかつたおつたという事態の中で、これが三十七年度扱われた実態でありますから、非常にこれはレア・ケースだと思ひます。六四と云ふのは、系統融資機関から資金を借りがたいという理由の説明の資料にはなりませんね。

○政府委員(松岡亮君) 今お話がございましたように、初年度でございしますために、まだ徹底しなかつたとか、そういうもので取り扱ひなかつたというのがあると思ひます。それで三十七年度は確かにこれよりは増加しておると

思ひます。その結果は今後県の報告が出て参りますので、わかるのでございしますが、最近簡単な事情をちよつと聞いてみました状況では、ごく最近でございしますが、たとえば青森県におきましては、総合農協の数が二百四十九ございしますが、そのうちに貸付不能の組合が五十から六十ある。それから貸付不能の組合のうち二十二組合は解散命令を公示中、こういうような状況でございまして、これは県によつてかなりアンバランスもございしますし、一がいには申し上げられませんが、今でもそういう状態は若干見受けられる、こう申し上げてよろしいと思ひます。

○渡辺勸吉君 全国の中で青森の例だけを取り上げて近代化資金の、農業者に貸しがたいという説明にされることは、きつめて不適当だ。私も一月に青森県のあなたが指摘されるような、貸し出しのできなかつたような実態の農協を見てきました。荒川の農業協同組合、ここへ行つて、最近の座談会で私は二部部を指導してきました。こういう農協では今度の金融登録、今度の近代化資金を契機に積極的に農協の機能を發揮しようとする意欲に燃えてゐるわけですから、そういう場合に、これは結果のほうから言ひますが、銀行融資という制度を認めて、銀行が荒川農協の地帯に近代化資金を融資するといふくさびを打ち込むことは、せつかくの農協を中心として再建しようとする出鼻をくじくことになる。そういう意味において、現実的に今貸し出しの機能が發揮できない農協を、それが借りがたいといふことで、しかもそれはレア・ケースですよ、全国的に。そういうことを理

由として銀行に近代化資金を扱わせる
ということは、組合員の當農を指導金
融によつて誤りなきを期せよとい
う点からいって、単に商業銀行が商業
ベースで融資をするという、その性格
のむき出しのままに農家に直結するこ
うことは、悔いをこれは千載に残す
ものだと思う。だから今あげたのは、
しかも全国でもごくまれな、あなたは
青森だけを例にあげておる。その他の
県はどうなんですか。

○政府委員(松岡亮君) これは一斉の
調査でございますので、さきのような
資料とわけが違いますので、少し大
ざっぱでございますが、なお若干の例
を申し上げますと、岩手におきまして
は、二百三十五組合のうち、今度も取
り扱わないのが五十から六十ぐらいご
ざいます。それから秋田におきまして
は、二百四十五組合のうち事業停止の
ものが十八組合、それから茨城におき
ましては、三百五十二のうち八十七が
取り扱ってない、八十七のうち開店休
業状態が三十五ある。それから関東
の、たとえば千葉でございますが、三
百のうち二十から三十が取り扱ってな
い。このうち五つが解散の状態にあ
る。それから少し飛びまして、京都の
例でございますが、京都では二百二十
のうち取り扱っていないのは二十から
三十でございます。広島は四百八のう
ち三十から四十の組合が休眠組合、こ
ういうような、これは全国一斉に調査し
たわけでもありませんが、最近各県か
ら聞いた状態でございます。事業停止
の組合は、これは今まで再建整備措置
あるいは整備特別措置等によつて、そ
の再建に政府が大いに力を入れて参つ
たのでありますが、なおどうしても五

カ年計画でやつても再建できないとい
う状態の組合もまだ残っているわけ
でございますが、まあ、もちろんこれは
再建してもらいたいわけでございます
が、組合によつてはなかなか容易なら
ざるものもございます。そういうこと
も考え合わせる必要があるのではない
かと考えるのでございます。

○渡辺勸吉君 今の取り扱わないとい
うのは、先ほどいいましたように、
三十六年は非常に取り扱ひの時期が切
迫しておつて、早くやれる組合とい
うか、希望の強い組合をワクの中で消化
をしたというケースで、取り扱わない
組合がたくさん出たのです。だから
そういうことで資金を借りがたいとい
うことをきめつけるケースには、これ
はならぬと思う。何といつても、しか
もその三十六年は十分趣旨も徹底しな
いし、扱ひにもならないといふことで
扱わないので、これは資金を借りがた
いといふことにはならない。そこで第
二表の取り扱ひない理由調べが、まあ
問題だと思ふのです。これはまず第
一に何うことは、調査組合が二百六十
六であつて、計が三百七十四というの
はどういうことですか。

○政府委員(松岡亮君) これは理由に
重複があるわけでございます。二百六
十六組合で、二つ以上の理由をあげて
いる組合があるわけでございます。

○渡辺勸吉君 もちろんそういうこと
だらうと思ふのですけれども、どうも
何だか取り扱ひない理由がたくさん重
複して出されてゐることは、この調べ
自体にも角度がどうもおかしいよう
な感じを受けるのですが、借り入れ希望
者が少ないといふこと、これが全体の約
半分を占めてゐる。それから希望者の

計画の不備または信用不足というこ
と、これが六・四％も占めてゐる。不
明なその他が一五％も占めてゐる。

七、八割がこれは借りがたいといふこ
とは大体系統金融機関から借りがたい
理由の中では、銀行等を介入するとい
う理由にはならないわけ。このま
ん中から下のほうですね。希望がない
者に貸すといふようなことは、また十
分必要がある場合はPRをしなければ
ならぬでしょう。それがすでに全体の
もう四割二分を占めております。そ
れから受信能力がない者に貸付をする
ことは、これはもう断じて避けなけれ
ばならない、これが六・四％もある。
理由不明のものが一五・五％もある。
七割以上が、これは繰返ししますが、
系統金融機関から資金を借りがたいと
いうその系統機関の責めに期すべきこ
とではない。残るものは農協の業務停
止及び貸し出しの機能が、単協では十
分に整備されてないというケース、そ
ういふものこそは、これは定款等を最
近改めて、信連が直貸しの道を講じて
いるのですから、そういう直貸しをし
ても系統金融としてその責めに任じ
て、近代化資金の融資をやるといふこ
とを信連に十分行政当局としても指導
しなければならぬ責任があると思ふ
のです。また信連としても、そういう
組合には、支払金融機関の指定等の登
録の場合にも、貯金の払い戻しにつ
いては信連がその責任を負うという裏書
きをして、貯金証書を発行しておる信
連もあるわけ。で、そういう点を
やはり十分に系統全体で機能を發揮す
ることによつてこれは解決ができる。
農協の自己資金不足に至つては、これ
はもう話にはならぬ。これは信連のは

りからも、積極的にその農協の資金不
足をカバーするだけの、これは補完的
な機能を發揮すれば足りることであ
ります。信連からの近代化資金借り入れ
困難といふのは、これだけではわかり
ませんが、これはやはりその組合の財
務計画、財務の内容、健全化の方向と
いうものをやはり解決しながら信連が
転貸をすべきもので、いずれもこれだ
けの単に時点においてはそういう理由
としてあげられておるけれども、組合
金融全体の努力と、制度金融でありま
すから、行政上の適切な指導と相
待つて、すべて解決ができる問題で
あつて、現実には、この現われた姿
は、あるいは資金を借りがたいとい
ふ現実でありまうけれども、私はだ
からもうどうにもならないのである、
であるからこれは銀行融資にゆだねる
のだといふ、早々の結論を出すべきで
はない。この間に十分にそれらの指導
の責任を果たして、なおかつ将来もこ
ういふ理由として動かしたいものと
して、この部面については指導金融の
役割は一応見切りをつけて、この部
面についての銀行の介入を認めざるを
得ぬといふふうに引導を渡すには、こ
れはあまりに早計だと思ふ。これだけ
の理由では、系統金融機関から資金を
借りがたいという積極的な理由には、
これは受け取りがたいわけ。その
点は局長どうお考えですか。

○政府委員(松岡亮君) 私も農協から
借りがたいといふのは、もちろん一般
的な状態であるとは申し上げがたいと
思ふのであります。むしろ例外である
といふことでございますが、今のこの
いろいろな理由の中で、若干これは原
からの報告でございますが、少し明ら

かでない点もございすが、たとえ
ば、希望者の事業計画の不備または信
用不足といふような点については、こ
れは両面あると思ふのであります。確
かにそうであるといふ場合と、指導を
すれば直せるといふような場合、また
信用不足といふ場合も、これは債務保
証制度等を作つたのでございすが、か
ら、それによつて貸し出しを促進して
もらわなければならぬといふこともあ
るのでございすが、いすれにしても
ても、こういう例は少ないことは御指
摘のとおりでありまして、私もこれは一
般的にそうだとするようには申し
上げられないと考へるのであります。

もう一つ考へなければならぬのは、
は、この事業、特に事業停止の組合の
状態でございますけれども、これは
どうも地域的にかなりアン・バランス
がある。県によつて見まして、非常に
多いところと少ないところがありま
す。たとえば、青森県におきましては
一割以上でございますが、少ないところ
はゼロといふところもございします。
そういうふうに、地域的にもアンバラ
ンスがあるといふこともあわせて考へ
まして、とにかくまあ例外的な状態
であるにしても、農家としては近代化資
金を借りがたいといふのに借りられ
ないといふ状態においてはいいけない
ことではないかと、かように考へるの
でございます。

○渡辺勸吉君 どうも私は今の局長の
御答弁を伺つた限りでは、ここに法律
を改正してまで組合金融系統の扱い
を、銀行、地方銀行あるいは信用金庫
ですか、入れるといふ理由にはなり
たいといふふうに考へます。結局、今
までの資料なりあるいは御説明を伺

まして、資金源としては枯渇をしておるというのじゃなくて、まだ近代化資金として農林中金の余裕金が出ていない、こういう目的を明確にした転貸はまだ意見も出ていない。二千数百億に上る余裕金の中でこれが門戸が開かれておる。そういうものがかなり積極的に系統を通じて基準金利というものがリーズナブルにこれが打ち出されれば、繰り返しますが、中金が全国段階には七分五厘で出しておるのですから、出せないはずはない。私は八分の金利で信連の転貸にこたえる、信連は八分五厘で単協の要請にこたえる、単協は九分五厘で系統三段階の末端の適正金利を実施していく、こういうことが繰り返しますけれども、系統三段階を通じて合理的な適正金利、基準金利というものを上の段階まで決定して行政片が指導しなかつた問題が残されておる。もうこれ以上は申しませんが、局長はその点については確かに首肯されましたので、農林省の善処を期待いたしますけれども、そういうことになれば、これは自然の水が高いところから低いところに流れるように、九州地区なりあるいは東北地区で現在現われているような、プロパーでまかない切れなくなる段階では、最後の中央系統機関である中金からこれは転貸を仰ぐことによって、資金の源泉の枯渇というものは当分、少なくとも四、五年の展望においては不便がないわけであります。したがって、この提案の第一の理由は、私はそういう適切な措置をとることによって解決できると思ひます。

第二点におきまして、これは系統金融のみならずの反省と、また制度金融の担当である行政片が両々相待つて十分發揮し得なかつた指導金融の機能を十分發揮することによって、大部分の要素が解決ができる。そういう場合に、残されたレア・ケース中のレア・ケースを理由として、今までせつかく充足して幾年もたない今日、ここに銀行金融というよりな道を入れることには、今までの御説明に關する限りは納得しがたいわけであります。しかも、これは単にそういうことだけで申し上げるだけではないに、過般出されまして「三十七年度農業の動向に關する年次報告」の中にもはつきりとうたつておることは、制度金融の結びにこううたつておるのであります。「貸付金の種類・条件はしだいに細分・複雑化の傾向がみられ、また系統金融機関との融資分野の調整等農林公庫資金制度自体の問題も少なくない。しかし、農業近代化に必要な『長期・低利』の資金を『集中』に投資するには系統金融機関の貸出態勢の整備、系統内部での資金需給の調整が必要であることはもちろんであるが、これを補充する財政資金の機能についても再検討する段階にきたと思はれる。』おそろくこれは推測をいたしますに、賢明な経済局長の筆になつたものではないかと推察をいたすのであります。こういうふうに、かねて農林金融の交通整理がしきりに唱えられておる矢先に、さらにこの交通整理を複雑にし、農林金融本来の機能を混乱に陥れ、補完的な役割を果たしておられます制度金融が、その補完的な機能以外の混乱の一つの役割を持つということについては、これは一体グリーンレポートに報告された御趣旨と、あまりに取り上げたこの問題が矛盾があると思うのでありますが、この

グリーンレポートに取り上げられた交通整理の課題と。今度の今回の交通整理と、さらに複雑にしなければならぬという理由を一体どう理解したらいいのか、その点の御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮吉) ただいまの読み上げられましたグリーンレポートの文章につきましては、それはそれとおりにだと思ひます。確かに新しく今回作り直した農林漁業金融公庫の経営構造改善資金等を加えることによりまして、ますますその制度金融の金利体系、あるいは貸付条件というよりなものが増加したことは、これは否定できないのでございます。で、私もこれらをもつと簡単なものにして、後これらをもつと簡単なものにして、もつと農家にわかりやすい、全体の運営ももつと活発な機能的な動きができるように再検討する必要があるというところは考えておるのでございますが、ただ一方におきまして、できるだけ低利の、しかも長期の資金をできるだけ豊富に農村に貸し出すようにしたいというのが、また一方の意欲でございます。そのために複雑化の組織が免れないのでございますが、今回は、とにかく最も今切実に希望されております低利、長期の資金を拡大するということに重点を置いて、今回提案を申し上げておる次第でございます。近代化資金とその他の制度のまあ分野と申しませうか、これらについてもさらに検討を加えて、今後できるだけ明確にし、かように考えておる次第でございます。

○渡辺勲吉君 今の御答弁によりまして、せつかく長期、低利の制度が出たのだから、それを豊富に供給されるようにということがただいまの御答弁に繰り返したものであります。その点については前半申し上げましたように、豊富にこれを融資するという源泉については、少なくとも長期にわたる展望は別に、少なくとも当分の間は系統のその三団体を通じては、十分その源泉を供給し得るということは繰り返し私が申し上げた通りであります。そのことをいささかも私は否定するものではないわけでありまして、その資金源が豊富に供与されることが、それが確實であることは繰り返し申し上げるのであります。農林中金自体が、系統外融資云々ということでも大きく騒がれておりますけれども、それにはそれなりの理由があるわけでありまして、それはさておいて、それらの資金がございまして、それらに系統内部に再投資されるということが、現実には切斷されておる。それはもう少し具体的に申しますと、貯払い等に困つた場合に、一時これを借り入れするという信連の借り入れの方法もございまして、あるいは長期にわたつて転貸融資を仰ぐという場合もございまして、その資金繰りの場合の、貯払いに近代化資金を自まかないをしておつた信連が中金に仰ぐ場合に、これを阻害するのは、あなたも御承知のように信連と中金の間で契約されておる契約金利以外の奨励金制度、これが貯貸をした場合に奨励金がカットされる、そういうことがまたこれらの信連の資金繰りを困難にしておるのであります。これは具体的にそれ以上私はどうも申し上げません。これは系統内部の自主的な問題でありますから、それ以上は

触れませんが、少なくとも制度的に近代化資金を、中金から金利八分で信連に流すというものが出てくれば、一、千億以上のこれは転貸は可能になるであらうと思ひます。そういう点ではいささかの心配もありません。今の御説明を伺つても、この改正法案を出す理由は、なかなかどうも納得できないわけでございます。方向としては、この農林漁業金融全体をもつと交通整理をしなければならぬ。また機関の整理はかりではなしに、融資の内容等もこれは整理をしていかなければならない。これはいづれ別の法律の、公庫法の改正の際に具体的に伺ひたいです。五厘あり、四分五厘あり、五分あり、六分あり、四分五厘あり、五分あり、六分五厘あり、七分五厘ありというものは、それだけの資金についての理由はございまして、それらに系統内部に再投資は非常に混乱しておるわけでありまして、また融資の条件等も、それぞれの資金によって違ふ。こちら辺も整理をしてあたるべきではないかと思ひますが、それは後ほどにいたしまして、私はこの近代化資金に關して、局長に特別に伺ひたいのは、何といたしまして、この系統金融が、近代化資金そのもののこれは融資機関でありますから何うのでありますか、今のこの系統金融の三段階制と言われておるけれども、私から言へばこれは三段階制ではなくて六段階制と言はざるを得ない。中金本所があつて、各県に中金の支所がある、信連の県には本所があつて、その主要地方に信連の支所がある、統合された大規模の農協は、同じような大規模農協に本所があつて、それぞれ合併参加した農協に支所を設け

ておる。六段階制が現実の姿でありま
す。これらに対して、行政的にどう指
導をされるのか、この点をまずお伺い
をいたしたい。

○政府委員(松岡亮君) 現在の系統三
段階をどう考えるかという事は、こ
れはまさに重大な問題でありまし
て、私どもも軽々にお答えできない事柄
ではございますが、私どもが非常に今
日仕事に当って感じております点を率
直に申し上げますと、確かに問題の点
であるかと思ひます。今お話しあり
ましたように、三段階は六段階とい
う点も、確かに形式的にはそうござ
います。ただ、たとえば農林中金の支
所は、林業や漁業の貸し出し等の関係
もございまして、それなりの理由も
あるし、長い経緯を経てきてきた機
構でございますから、これを現在すぐ
どうこうということはなかなかむずか
しいことであると思ひます。すけれど
も、できるだけコストを引き下げ、農家
に低利で金を貸す、機構全体を合理化
して経費を節約していくというような
趣旨から、今後できるだけ簡素化する
ように考えていかなければならないの
ではないか。またその際、農協がだん
だん大組織の機構になって参ります、
まだ結についたばかりでございますか
ら、その将来について明確な判断を下
すことはむずかしいと思ひますが、
だんだんその傾向が強くなつて参りま
するならば、現在の機構というものに
ついてのおのずから将来の方向も出てく
るのじゃないか、そういうような感じ
がいたしておるのでございます。

信連との重複といひますが、に生ずる
系統内部の合理化、合理化に伴うコス
ト・ダウンということが組合金融の中
ではどれだけの問題として取り上げら
れているかは別として、非常に現実の
問題だと思ひます。かつて農協大会
で農林中金の合理化、民主化というも
のが取り上げられて、私もその委員と
して中金の支所と信連の問題について
一年ばかり参画をしたことがあるので
ありますが、当時はまだ漁信連という
ものがなかった時代であります。魚の
ほうの信連が限になつた時代、それ
でも農信連に業務を委託するという措
置を中金が講じてもらへば、自己預金
もできるし、貸し出しの取り扱ひもで
きるということが、中金の出先をこれ
をなくするというのが三段階のこれ
は問題点であつたわけでありまして、
その後、漁業のほうの金融系統も限段
階を通じて確立をされていくわけであ
りますから、私が現実には信連なりある
いは中金の支所なりというものの業務
内容を見ておられますと、非常に重複を
しておる現実でありますので、こうい
う点について、一体、三段階以前の問
題ですね、三段階以前のこの問題につ
いて交通整理で、だいたい専門的に農林
省内部で討議をされておられるのであ
りましょうから、この点を一体どうい
ふにお考えになつていくかをお伺い
いたしたい。

農林中金の支所についても事務の調整
が必要になるのではないかと、かように
考えておりますが、農林省といたし
まして、これらの問題、まあ組織とか
機構とかいうことに限つたわけでは
ございせんが、系統の金融につき
まして検討を続けておる、まだかし
ながら何らの結論も出しておりません
ので、その内容について申し上げるこ
とは、特に何か具体的な御質問でもあ
れば、差しつかえない範囲内で申し上
げますけれども、今どうこうという結
論を出しておりませんので差し控えた
と思ひます。

○渡辺勲吉君 私この問題をこれ以
上深く掘り下げて何うことは差し控え
ますけれども、何せやっぱりその組織
の中における立場でもこれを解明してい
くことも容易じゃないだらうと思ひま
す。それについては、やっぱり国会等
でその問題点を明らかにすることに
よつて系統内部の合理化に資するよう
な問題の提起というものが大事ではな
いかということ、その問題点だけを
提起するにきよはとどめておきま
す。

○政府委員(松岡亮君) ただいまのお
尋ねにつきまして、まあ農政の基本
理論に触れる、自立経営でやるか協業
経営でやるか、あるいは合せていく
ものであるか、協業経営は自立経営に
対して補充的なものであるいは過渡的な
ものであるか、というより基本的な
見解の問題が関連しておるわけござ
います、それらの点につきまして

農林中金の支所についても事務の調整
が必要になるのではないかと、かように
考えておりますが、農林省といたし
まして、これらの問題、まあ組織とか
機構とかいうことに限つたわけでは
ございせんが、系統の金融につき
まして検討を続けておる、まだかし
ながら何らの結論も出しておりません
ので、その内容について申し上げるこ
とは、特に何か具体的な御質問でもあ
れば、差しつかえない範囲内で申し上
げますけれども、今どうこうという結
論を出しておりませんので差し控えた
と思ひます。

○渡辺勲吉君 私この問題をこれ以
上深く掘り下げて何うことは差し控え
ますけれども、何せやっぱりその組織
の中における立場でもこれを解明してい
くことも容易じゃないだらうと思ひま
す。それについては、やっぱり国会等
でその問題点を明らかにすることに
よつて系統内部の合理化に資するよう
な問題の提起というものが大事ではな
いかということ、その問題点だけを
提起するにきよはとどめておきま
す。

○政府委員(松岡亮君) ただいまのお
尋ねにつきまして、まあ農政の基本
理論に触れる、自立経営でやるか協業
経営でやるか、あるいは合せていく
ものであるか、協業経営は自立経営に
対して補充的なものであるいは過渡的な
ものであるか、というより基本的な
見解の問題が関連しておるわけござ
います、それらの点につきまして

議論にもなりますし、この問題の考え
方について直ちに触れなくてもよいと
思ひますので、むしろ技術的な制度と
いたしまして、現在共同利用施設、協
業、個人施設とどういふふうな金融の
面で扱われていることを前提にいたし
まして申し上げますが、その前に、金
利を個人と協業と共同利用施設で差等
をつけるか、あるいは同じものにする
かという事は、これは実際の問題と
してもなかなかむずかしい問題である
と思ひます。経営理論から言ひまして
も、逆に金融のほうの考え方から言ひ
まして、どうやってこれを考えるか
という事は、率直に言ひまして、非常
にむずかしい問題であると思ひます
が、現在制度金融の上で共同利用施設
として扱われておるものは、近代化資
金におきまして、農林公庫資金にい
たしまして、七分五厘で、これは農
協が作ります大きな共同利用施設につ
いて適用されておるのでございます。
それで個人施設につきましては、近代
化資金におきまして六分五厘でござい
ますが、協業はこれは共同利用施設
ではないから、つまり農協程度になら
ない部落団体、あるいは数人の共同の
場合に協業と称して六分五厘を適用し
ておるわけでありまして、どうしても
やはり農協の作りますような大きな共
同利用施設というものは、農協は相当自
己資金を持つておりますし、個人や協
業の場合よりも、ややそこに経営上あ
るいはコストの面で若干差等があつて
もいいんではないかというよりな考え
方に基づきまして、協業は個人と同じ
六分五厘にいたしましたが、共同施設
は七分五厘、こういふふうに分けてお
るのでございます。

○委員長(櫻井志郎君) ここでしばらく休憩し、午後一時半再開いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時四十七分開会

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○渡辺勸吉君 次に伺います。これは、この近代化資金は農業構造改善事業の一連の制度金融で担当するわけですが、そういう場合に、法案で考えられるように銀行融資というものが介在した場合に、組合金融が営農の指導的な立場に立つて金融をするという考え方に對して、銀行が融資をするの間にやってくるという場合には、非常に末端で受け入れられる側から、食い違つた受け取り方が予想されるわけです。このことは、構造改善事業全体の推進の上からも問題点が提起されると思うのですが、そういうことに對しては、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(松岡亮君) 今の御質問は、農業構造改善事業に關する融資の問題であると思ひますが、これは今回新しく設置を予定しております農林漁業経営構造改善資金の中で、農業構造改善事業推進資金として、そのうち融資が単独事業につきましては三分五厘をもつて融資するように今回提案をしておるのでございます。その部分は、従来農業近代化資金で行なつていたの

でございますが、来年度からは特に農林公庫のほうの新制度に入れまして、近代化資金にかわりまして、そちらで融資することになりますので、もちろん銀行関係は、それにタッチいたしません。

○渡辺勸吉君 もしも、この法律が実施されるとなると、その金融機関は知事に認定がまかされると思ひますが、あるいはそうでなく、大臣が金融機関を一々指定されるのか。その点をお伺いしたい。

○政府委員(松岡亮君) これはいずれの方式をとるか、若干検討の余地があるものでございますが、知事が申請したとして農林大臣が承認する形をとるか、あるいは知事が農林省に協議するという形式でいくか、農林省が知事の意見を聞いて定める形式をとるか、あるいは全然知事にまかせざるかといふ、いろいろな場合を検討いたしておりますが、大体、いずれにいたしましても、地方の実情を十分考慮してやらなければなりませんので、知事の意見は、いずれにしても聞かなければならぬ。と同時に、その場合に全体として、この制度の運営につきまして、どうするかというのを、一般的な基本方針もございまして、やはり少なくとも農林省に協議してもらつたほうがよろしいんじゃないか、かように考えています。

○渡辺勸吉君 その場合考えられるのは、信用金庫、信用組合全体が対象になると考えているんですか、それとも、かなりそれは限定されたものと考えているんですか。

○政府委員(松岡亮君) 信用組合は、全然考えておりませんが、信用金庫に

つきましては、きわめて限定された範囲で、知事がこれを望むというものについて、十分実情を聞いた上で、限定された範囲内できめて参りたいと考えています。

○渡辺勸吉君 この法律が施行されるにあつて、先ほど局長は、融資なりがたいという理由の説明をなさる述べられたのですが、それは非常に私としては、なりがたいといふことを既成事実とする、固定的にこれを観念づけることに基本的な異論を持つものですが、百歩譲つて、融資なりがたいといふにしても現時点では融資なりがたいといふ場合に、それは受信力の点からいって、融資なりがたいといふ場合は、これは組合金融といへども、銀行といへども、やはり融資なりがたい点は同じだと思ひます。ただ、どうしても組合金融全体にわたつても、受信力のある農家であつて、なおかつ万一農協が融資ができないという場合、それはまあ現時点では、まれな例としてあり得るでしょう。そういう場合には、そういう場合に限つて銀行融資を認めるのか、あるいは融資なりがたいといふことを理由として、銀行を近代化資金融資の制度の中に位置づけて、位置づけた限りは、当然融資なり得る相關関係にある。組合金融と組合員である農家との結びつきでも、一たん融資という制度を銀行に認めるならば、それは自由に融資対象にしていくと、こういう拡大的な考えを持つておられるのか。その前者と後者について、その考え方をひとつお聞かせ願ひたい。

○政府委員(松岡亮君) ただいまの御質問の点につきましては、先日の当委員会におきまして、藤野先生、青田先生、温水先生あるいは森先生から、しばしば強い御意見があつた点に直接關係しての問題であると思ひます。先般各委員から強い、しかもいろいろと実態を示された御意見もございましたので、農林省としては、今の御質問にも関連いたしまして、よく検討いたし、早急に結論を出したい。もちろんこの法案の審議の終わるまでには、当然結論を、もう一度よく考えて出さしていただきたい、かように考えております。

○渡辺勸吉君 それでは私は二十六日に、もう一度この点をお尋ねをいたしますので、それまでに十分ひとつ、質問の意のあるところを御案されまして、納得のいく御回答を期待して、この問題はきょうは……来週の火曜日に、あらためてお伺いをすることにいたします。

それからまた、問題としては、先ほど御提出をいただきました資料によりまして出ておるのでありますが、調査対象農家の中で、農協に加入している農家―総農家、この割合を先般の資料で拝見いたしますと、加入率は比較する時点で違ひようでありますけれども、総合、農協に加入しているところの農家数は、三十七年三月末現在で五百四十万二千戸、三ヶ月前の三十六年十二月一日現在の統計調査部の調査による農家戸数推計値は、五百八十九万八千戸、これから見ると、農家の農協に対する加入率は九一%、こういうことになっております。調査の時点は多少違ひますから、このパーセンテージも多少の変動があるでしょう。万が一といふのは語弊があると思うのですが、私の主張する点からいへば、百歩

譲つた場合、これらの法律が通つた場合に、こういう農協に未加入の農家、こういうものに限つて銀行融資の道を開く、こういうことであれば、これは一応、それなりに理屈も立つようにも思ひますが、そういう場合に限定して銀行に近代化資金を取り扱わせるといふふうに解釈できるのかどうか、この点をひとつ局長の御見解を伺ひます。

○政府委員(松岡亮君) これも先ほどのお尋ねに關連ある問題でございますので、基本的な考え方については、あらためて申し上げますが、農協に加入してない農家というものは、今回の改正で考えられる最も典型的な場合である、こゝろ私どもは考えております。まあそのほかに、加入しておつても、事業停止組合で、なかなか再建しがたいというような場合、それから加入していても、ほとんど農協を利用していないといふ、まあ一種の変つた立場にある例もあるようでございます。これは御承知だと思ひますが、きわめて少ない例でございますけれども、そういう例は考慮されたい。私どもは考えております。

○渡辺勸吉君 次に伺ひますが、これは実は、青田さんが質問したことと重複しますが、私たちの立場から、これはお伺ひいたしますから、問題点は同じでも聞き方が違ひ意味で、ひとつ委員長も認めてもらひたいと思ひます。

この近代化資金を銀行でも取り扱うといふことになれば、農業信用基金協会のこれは、やはり保証が銀行の貸し出しに對しても、対象として協会が保証することになるのかどうか、この点はどうですか。

○政府委員(松岡亮君) 現行の制度でも、その他の金融機関が、信用基金法のほうでは保証の対象になることになっております。問題は農協に加入していない組合員は、その場合どうするかということでございますが、これは加入していない人は、みずから組合として加入して出資をしてもらう、こういうことに考えております。

○渡辺勸吉君 どうも今の御答弁は、私にはよくわかりかねるのであります。銀行は、この協会の会員の資格はありまじい。そうすると、この信用基金協会の第三章第十四条、会員の資格をうたったもの、この会員の資格は「協会の区域内に住所を有する農業者等、及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体とする」ということで、当然銀行は、この会員の資格ではないわけですね。今度は現実論から申しますと、組合員ではない銀行に、この協会のみずから貸し出した行為に對する保証をさせるというところは、この法律の改正をして、今度の近代化の法律を改正すると同時に、この農業信用基金協会の法まで改正して、その農業信用基金協会の性質を異にする銀行であり、なにしろ本来の法律に、そういう難文章を入れるのですから、理論的にも非常にすつきりしませんが、それに即応して協会の会員のうちにも銀行というものを入れるというのをやったら保証させないという不都合が出てくると思ふんですが、そういう点についてのお考えはないですか、どうですか。

○政府委員(松岡亮君) 信用基金協会の業務は法律にもありますように、「会員たる農業者等が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に對して負担する債務の保証」となっております。その一つに農業近代化資金があるわけでございますが、したがって、農業者が会員であれば、この協会は、その農業者に對して近代化資金の債務保証をやる能力を持つておるのでございます。ところで、会員たる資格は、その地区内の農業者等でございます。これは協同組合も含まれるわけでございますが、一般の農業者は、協同組合の組合員たる資格において出資をいたしておりますので、協同組合の組合員たる場合は、別に融資をしないでも保証を受けることができるのでございます。

○政府委員(松岡亮君) さようでございますが、もしも、それを欲しない場合は、銀行が要求するならば、自分で担保を提供していく、こういうことになっております。

○渡辺勸吉君 自分で担保を提供するか、あるいはその他の信用供与によつてやるかということであつて、その場合は、協会の保証の対象にはならぬ、こういうふうな理解していいんですか。

○政府委員(松岡亮君) みずから担保を出してやる場合は対象になりません。

○渡辺勸吉君 そうしますと、あくまでも現行の農業信用基金協会の改正がないというところは、農業協同組合以外の農業者に對しては、その場合に限つて協会の直接組合員にならざる銀行が保証することであつて、その農業者も組合員にならない場合は、当然保証の対象にはならないということであるから、したがつて元に戻つて、この近代化資金の取り扱いも、農業者であつて農業協同組合の組合員でない場合は想定して、運用上の融資の取り扱いになるのだ、こういうふうな理解していいんですか。先ほどの御答弁に關連するわけですか。

○政府委員(松岡亮君) ちょっと今の最後の点がわかりかねるのでございます。

○渡辺勸吉君 この信用基金協会は現行のままでいいという建前を置いて、今後の近代化の取り扱いを銀行に拡大するといふ場合は、今の例示されたように、農業協同組合員でない農家の場合は、直接協会の組合員にならして、その銀行の融資の保証をさせる場合はあるが、それすらも加入をしないという場合は、銀行は、この保証協会の保証のお世話にはならないで、別な物的担保その他を供与させて融資することだ、こういうことだから、そういうさらに類推解釈をすれば、この上程されている法律の改正の運用のねらいは、農業協同組合に加入していない農業者に、商業銀行から融資をさせるのだという、運用上の中心があるのだと類推解釈して差しつかえないのではないかといいことですか。

○政府委員(松岡亮君) 今のお尋ねの最後の点でございますが、中心という表現でございますけれども、結果的には、やはり組合員でない人が、今回の改正で銀行等から借りる場合が一例として多いという意味におきまして、中心という言葉を適切かどうかはわかりませんが、そういう場合が多いのではないかと、大きな部分を占めるのではないかと、かように考えるのでございます。

○渡辺勸吉君 今のことは、ちょっと私もよく伺ひ漏らしてはなはだ失礼ですが、あるいは重複するかもしれませんが、それはこういう場合はないと考へていいのですか。それは、農業協同組合の組合員である農家が銀行から借りるという場合には、これは私としてはあり得ないケースだと思ふが、一応保証の問題で伺うのですが、そういう場合に銀行はすでに、保証を要求して保証してもらつたことは当然であるわけですね、会員が間接加入しておるわけですから、農業協同組合が組合員になつて、そういう農業協同組合の組合員である農家が銀行から近代化資金を借りる場合は、銀行は、その協会には何らの關連なしに会員たる農業者の便宜をはかるために保証協会の保証を要求し、保証を受けて融資をすることが出来るわけですね。その点どうなんですか。

○政府委員(松岡亮君) それはできるわけでございます。

○渡辺勸吉君 そういう場合は、この保証の場合でも非常に問題になるわけですが、それは明らかに農業者の立場に立つて村の協同組合、県の信連、きょう配りをいただいたようにに会員になつておるわけですか。そういう会員が構成して機能を發揮しておる保証協会が、直接のつながりは会員の構成として出ておりますけれども、全然異質の金融機関が融資しても保証するというところによつて、現実には出資者団体に対して、その分だけ不当な重圧がかかることになるわけですね、現実問題として、信連なり単協なりに對して出資をしておるそれらの組合金融系統機関に對して、異質の銀行に對する融資の保証をするというところが、会員であるそれらの団体に對する過当な出資負担という形を通じて、はなはだしい不均衡をもたらす結果になるばかりではなくて、系統のこれらの協会に對する、さらに今後の出資の意欲とか、そういうものを減殺するといふことをお考えになられての上でですかどうですか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(松岡亮君) まず信用基金協会は、発生的には、非常に農協と密接な關係を持つて、農協組織の外郭にあるものとしてできてきたことは申すまでもないのでございます。制度として、発足しました基金協会は、県等の出資もございまして、これは相当部分を占めておるわけでございますが、組織として、農

協は相当な部分を占めておりますが、従来の形とはやや違つてはいないか、かように考へるのでございますが、一方におきまして農協系統から出資されてる出資は、これは当然本来の組合員の出資から、さらに組織を通じて出資される、結局農業者の出資するものでございまして、その意味で、農業者として、みずから直接出資していただく、一種の出資者の立場にある。そういうことで、協同組合員たる農業者は、直接出資していただくも保証は受けられる、こういう建前になつていふと考へるのでございます。

そこで、また話が戻りますが、組合員でない人は、保証を受けたいとすれば、みずから出資しなければならぬ、こういうふうな考へてはいるわけでございます。やはりその点は、農業者自身が直接出資していただく、結局農業者の出資がある。いわゆる受益者として農業者が出資しては。かように考へて、組合員でない場合と均衡をとらう、こういう考へ方でございまして。

○渡辺勸吉君 これ以上、この問題の論議をやる気はございませんが、私は少なくとも、三県の近隣の中に置かれてある協会の責任者に会つて、この問題について十分問題点を詰めたのであります。その結果、異口同音にこの三県の協会の責任者は、はなはだこれは均衡を失する。われわれ系統組合金融にその保証の負担を負わせる。筋は局長が説明することとおりでございまして、現実に、この近代化資金そのものは、組合金融自体でこれは立っている法律なんです。それをさらに信用を供与するための協会法が出

ている。それに今突如として、何年もたたないうちに、こういう新しい異質の商業銀行が介入するといふことによつて、組合金融本来の総合的な指導金融の機能が混乱させられるばかりでなく、そういう保証自体についても、その構成員である組合金融にとつては出資の不均衡を招く。こういう大きな異論を持つてゐることだけは、これは局長もよく理解していただかんと、構成員が農業者である云々といふ、そういう法律論だけでは済まされないという事態におかれてゐるから、その点からいつても、万々一、これらの法律が通過して、そうして実施される場合には、そういう問題が惹起しないような細心の配慮といふものをやつてもらふと、非常な問題が胚胎してゐるというところだけは銘記していただきたいと思ふのであります。

それから、衆議院とまた、この前の本委員会、局長が説明されたことに、非常に気になることがある。それは、このことについては、関係団体はいささかも影響がない、ごうも影響がないといふことを、この委員会の冒頭で局長は答弁されておられます。私は、それをいつどこで、どういふ団体の代表者が、どう言つたかなんていうことをここで聞き取る気持はございませう。が、私は、少なくとも現地の組合金融の第一線の担当者、かなりの単協の組合責任者に、この二、三日会つたんです。会つた結果、この近代化資金がやつと足を止めて間もない今日、銀行等を入れてもらうことはたいへんこれは困ることになる、異口同音に村の組合長さんたちは言つておるわけなんです。すでに他方では、銀行は新聞にで

かでかと広告を出して、いすれ近く近代化資金の取り扱ひをいたします、余つた金は銀行にお預け下さい。支払の金融機関の指定等もめぐつて、いよいよ組合金融と商業銀行、集荷指定団体もめぐつての攻めたいかなる段階に入つてきておる。なぜ銀行が、まだきまりもしないのに新聞に堂々と出しているか、私は非常にいぶかしむのであります。国会の審議もまだ十分終えてないうちに、すでに、これは近く取り扱ひになりますという広告を出すより、そういう姿勢といふものは、これは非常に問題だと思ふ。この扱ひといふものは小さい問題のようでありますが、私には組合金融中心に、農家の今後あるべき指導の生活改善の指導なり、金融面において指導的な役割を果たす立場から言へば、具体的な事例の中に、二遺憾な事例があつたにしても、午前中御説明があつたように、御説明の範囲では、提出された資料の範囲では納得できないような事情であります。そういう中で、交通整理を目的に、今後の農林漁業金融の合理的な機構なり機能なりを考へなさいやらないと思ひます。いかに必要があるとしても、その必要の理由も薄弱な段階で、こういう法律を出すことは、たいへんどうも審議の過程では納得ができません。いすれこの点については、後ほど農林大臣の御出席を願ひまして、なお基本的にお伺ひをいたしたいと思ひます。

最後に、これについて一つだけお伺ひをいたしたいのは、単協における貸し出しに対する資金コスト、銀行の資金コストからいって、コストそのものも、比較して農協のほうが高いだらうと思ひます。貸出金利におきまして、政府が発表された単協の貸出金利は一割二厘八毛、日歩にして二銭八厘二毛といふものを衆議院で答弁されておる。銀行の場合は、年利九分六厘、日歩にして二銭六厘二毛といふデータを発表されておる。これを前提として考へますと、かなりのところに貸出金利の開きもあり、いわゆる資金コストにも相違があるときに、末端の融資を六分五厘になるように利子補給をやるというところは、これは、同一利子補給をするという場合は、非常に不均衡、不公平になつてくるわけですが、その点は一休、どういふふうにお考へですか。

○政府委員(松岡亮君) 単協の貸出金利、これは非常に幅があるのでございまして、組合によつて、大体三十六年度におきまして、農林省の調査いたしたもので一割ちよつとこゑるというふうな状況でございまして、これに對しまして銀行、相互銀行、信用金庫等の貸出金利でございまして、銀行の場合には、これは資金動向調査で調べたものでございまして、九分六厘、相互銀行がやほり一割をちよつとこゑて一割四分、信用金庫が一割五厘、こういう状況でございまして。

で、基準金利は九分五厘と抑へまして、その基準に基づきまして利子補給をいたすわけでございますが、これは農協の場合、非常に個々の組合によつて幅がありますので、やはりどこか平均的なところを抑へましてやる、まあそういうことでございまして。

○渡辺勸吉君 そこで平均利率は、私は何つておりますが、銀行の貸出金利が動向調査で九分六厘といふことで、農協自体が平均して一割二厘八毛といふ事態で、政府が管掌されるところの基準金利で九分六厘を資金コストとして、そうして三分の補給を得て六分五厘で犠牲的に努力をしてゐる、そういうものと、すでに何らかの、そういう犠牲を要せずして基準金利で出せるものとは、金融機関の相違に對して、同じ利子補給をするといふことは非常に不均衡ではないかといふんです。

○政府委員(松岡亮君) 先ほど単協の金利について申し上げた調査は、三十五年の場合には九分一厘六毛出でおります。三十六年度は一割二厘八毛といふことでございまして、ここに變動がありますのは貸し出しの内容、調査対象等若干變動があるのではないかと、そういうことが考へられるのでございまして。そういうことも考へ合はせて九分五厘くらいで大体よろしいのではないかと、こゝろ考へるのでございまして。

○安田敏雄君 今度の一部改正法律案は、これを制定するときに、あわせて農業信用基金協会の法案を制定したわけですね。その基金法を見ますと、第二条で、金融機関の第二項の五に「銀行その他の金融機関で政令で定めるもの」と、これは当初にうたつてあるんです。と、ところが、実は私の記憶では、この農業近代化資金助成法案をこの前審議するとき、われわれも手ぬかりだったんだが、会期末になつちやつて、実は論議が、そう行なわれなかつたといふふうに記憶しておるわけなんです。したがつて、助成法案のほうには、この金融機関の銀行その他政令で定めるものといふことは、そのとき記

載してなかった。その見合いで、これを運営してきた見合いで、こちらの協会法にあるから、今度はこっちのほうになければ、これは法案の構成からいっても不均衡だし、その取り扱ひ上も、このほうがいいだろう、こういうような安易な考え方をやって、こういう今度の改正をしたようにも考えられるのですが、そのように理解してもいいんですか。もちろんそればかりじゃないんだが……

○政府委員(松岡亮君) むしろ、そういう法律上の不均衡というようなことは、あまり問題にしないからである。これはこの前の審議の際にも申し上げましたが、農業近代化助成法案を立案するときにも、当然私どもとしては、一応は検討したのでございませう。融資機関として出すか出さぬかというところは、結局当時結論を得なかつたわけでありませう。信用基金協会のほうだけは、農家が借りるにあつて、いろいろな方面から出資をして相当組織を変えてやりますので、これに入つても利用しない、という意味で、こちらは……

○安田敏雄君 そうですと、法案の構成上の問題ではなくて、その当時から考えられておつたというならば、当然今度は、これに入れるというには資金量の問題であるとか、あるいは各県以下の出資団体の出資額が、よけいに強化になるとか、あるいは国が助成する額がふえるとか、こういうような、その一つの見通しをつけて、この金融機関を入れたわけですね。そういうこととていいですか。でなかつたら、従前のような形でいくとするならば、せつかく近代化資金助成法を作つて、そ

してその保証機関を設けて、この農業の近代化に資すると、こういうわけですね。そうすると、経過年度があまり少な過ぎて、どうもそこに計画的なものが、こういう今までの運営上の中に欠陥があつたんだと、したがって、銀行その他の金融機関を入れたほうがいいんだという、その結論と同時に、私が前段申しましたような、出資額の増加にも、そのほうが資するとか、あるいは広範な金融をやらせるのもよろしいとか、こういうような何かそこに、はっきりしたものが、過去の欠陥から銀行を入れるなら、新しい欠陥を埋め合わせるものがないとはならぬと。かりに欠陥があつたとしても、まだ、もう一、二年は育成強化してみようじゃないかと、こういう面が考えられるわけですよ。そういう点はどういうようにお考えになりますか。

○政府委員(松岡亮君) 信用基金協会のほうで、当時政令で定める金融機関を加えておりますのは、近代化資金助成法だけを保証の対象にしていないのでございませう。農業者の他の事業資金、生活資金等も保証するということになつておりますので、近代化資金助成法だけでしたならば、そのときは構成上、一方で入つて、一方で落ちるといふ形で、妙な形になるわけでありませうので、その他のものがございませう。

○安田敏雄君 しかし現実の取り扱ひは、近代化資金の保証しているのは基金協会が多いでしょう。その他の生活上の問題はどうかですか、その比率は、もつたのがありますね、資料で、その額の比率は、

○説明員(立川基君) 今お話のありました各県の状況でございませうが、総合計で申しますと、それぞれの十分の一ぐらいを出資しておりますが、近代化資金になりますものが、三十七年三月末で二十七億四千七百万円になっております。一般資金になりますものが十六億八千八百万円になっております。

○安田敏雄君 そうすると、大部分は、運用上ですと、近代化資金に、ほとんど使われておるといふことも過言ではないわけですね。二十七億と十六億でしよう。そうでしょう。

○説明員(立川基君) ただいま申し上げましたのは、近代化資金のほうに二十七億四千七百万円、それから一般資金のほうに十六億八千八百万円、ございまして、比率を申し上げますと、近代化資金のほうが一・八〇、一般資金のほうが一・二〇でございます。今申し上げましたのは、それぞれの近代化資金及び一般資金に要します出資額でございまして、これは三十七年三月末でございませうけれども、その保証金額を申し上げますと、近代化資金が百十四億三千二百万円になっております。

○安田敏雄君 しかし、これはやはり近代化資金の助成法案に対応するところの、いわば姉妹的な関係にある法案なんですよ、基金法は、そうでしょう。だから、そのときに一緒に出したわけでしょう。しかし、貸し倒れがあるといけなから、信用保証協会を作つて裏づけをして貸し倒れにならぬようにとか、こういうように保証したものではないですか。そうすれば、その保証によつて、農業者が信用を得て金融機関から借りられるようにしたわけ

す。だからこのことは、いやでもおうでも農業の近代化に即応する裏づけ法案なんですよ、金融に対する。ですから、私はそういう意味合ひにおいて、当初金融機関その他を入れるならば、片方のほうに入つておらぬで、片方のほうには入つておらぬことになると、その当時は、それでいいとしても、その後、この助成法案を運用してきた結果、銀行その他の金融機関が必要だという考え方が、はつきりした理由が。だから、資金的にそのほうが非常にふえるとか、あるいはまた、それが誘ひになつて、出資団体のほうで出資がふえるとか、非常にそのほうが利用が高度化される、こういうことが、どうもはつきり理解されないわけなんです。そこで、もしあな

○政府委員(松岡亮君) 地方銀行協会など話し合ひというふうなことはいたしてございませうが、前から要望書の提出があつたり、いろいろ要望は出ております。

○安田敏雄君 たとえば農業者が近代化資金を貸す場合においては、おそれる銀行あたりは、実際の運用というものは、利息と同じく歩みを進めさせますし、これは営業ですから、それから強制的に定期積立金もするわけですね。あるいはこれを借りるような人

ちは、借りがたいのと違ひまして、比較的農村でも上層農家が多いのですよ。そうしますと、勢いそこに六分五厘で、預貯金があるから、自分のほうでは六分五厘で貸してやつても、その見返りとして、必ず預貯金を吸収しよう、こういうところに、これは農協の心配も出てくるわけですよ。ですから、そういうような一つの問題を取り上げて、銀行で預貯金は強制的にしないとか、歩みはさせないとか、こういうような問題を話し合ひなければならぬと思ふのです。いかがですか、その辺は。

○政府委員(松岡亮君) ただいまの御指摘の点はごもっともなことでございませうが、これは話し合ひ等の問題ではなくて、農林省としては、そういうことをやつては困る。あくまでも六分五厘で貸し付けるならば、実質六分五厘で貸し付けることを条件にして利子補給をする、こういう態度で臨んでおります。

○安田敏雄君 それで、この間の何か新聞にもあつたようですが、銀行です、銀行で、地方銀行は信用組合を含めて二百億円以上の預貯金のあるものは、今度は日本銀行に準備預金をしなければならぬということができたわけなんです。したがって、その銀行で扱うというのですが、その銀行の対象は、地方にもたくさん銀行があるので、これはどういふような性格の銀行を対象にするわけですか。たとえば、そういう預貯金が多い銀行であるとか、たとえば二百億円以上あるとか、あるいは県の預託を受けて、県にお金がありますから、その県の預託を受けておるその銀行であるとか、こ

る。したがって組合員でない者が保証を受けようとする場合は、組合員でない人は、自分で出資して保証を受け、こういう論理になるのではないかと、思います。

○安田敏雄君 どうも私は、しろうと考へて、出資をしたり、債務保証をしたたりする組織の仲間入りをして、金銀関係である農協、これに對して、そういう重大な役割をして、出資までして、その助成をする場合に、利子補給をする場合に、何の債務保証もしないし、出資もしないという金融機関を同列に扱うというところに、どうも少し了解に苦しむ点があるわけですがね。

○政府委員(松岡亮君) 債務保証をするのは、基金協会でございませう。農協が債務保証をやるわけではないのであります。

○安田敏雄君 加入者でしょう。

○政府委員(松岡亮君) しかし農協は、会員として出資しておるわけでございます。農協が会員である場合は、その構成員が債務保証を受ける利益がある、こういうことになっております。

○安田敏雄君 そうしますと、實際運用上、たとえばある銀行から、農業者が近代化資金を借りた、しかもそれは年賦償還とかいろいろありますが、年賦償還ですが、なかなかそれは履行できない、どうも貸し倒れになる心配がある、あるいはその人が亡くなったとか、後継者とか、いろいろ問題がそこへ出てきますが、そういうような場合に、銀行がどうもその損失を、貸し倒れになりそうだというときの何が、銀行は債務保証しないから責任がなくて、銀行自体は、今度は保証協会に向かつて、この債務を保証してくれということを言えるでしょう。ですから銀行は、そういう立場にもあるし、片一方から自分には債務保証の責任に任じないのであるし、出資をしないでおつて、片一方のほうから利子補給を受けるといふことになる、非常に農協の場合よりもいいわけなんですね、優遇されていられるというように考えられるわけですがね。

○政府委員(松岡亮君) それはやはり代位弁済を受ける利益と、それから利益というよりは、当然債務保証の結果として、その権利があるわけでありませう。それは農協の場合も、信連なり農協は出資者としてではなくて、金融機関として、その利益を受けるわけでございます。そこは同じではないかと思ひます。

○安田敏雄君 銀行へ、こういうふうな利子補給をしてきますと、農村金融のウエートというものが銀行へ傾いていきますよ、だんだん。銀行の金利は、ほかのところより安いでしょう。大体において一番安いわけなんだ。農協よりか安いわけでしょう。それをあなた、利子補給があるから、銀行はこれは貸し倒れになつたつて、信用基金協会でそれも保証してくれるという面があるのですから、きわめて楽な立場にあるわけですよ。農業関係の金融機関よりか楽な立場にあるわけですよ。

結局、かりに最悪の場合を考えて信用基金協会が負債を背負つたときは、その構成員、農協は砂かぶりを受けなければならぬ、構成員が……、そうでしょう。構成員である以上、そういう責任があるわけですよ。ところが銀行は、そういうことが全然ないわけですよ。それに対して同列の利子補給をするというところに、私は少しくその取り扱いの面において、了解に苦しむ点がある、と、こういうことです。

○政府委員(松岡亮君) どうも農協系統が、基金協会に一面において会員として、あるいは出資者として参加して、ある立場、それから、そうでなくて金銀関係として債務保証を受ける立場と、両方あわせて持つておるわけでありませう。ところが銀行の場合は、金融機関というものと債務保証を受ける……、金融機関と会員たる資格とが分かれておられます。こういうことになっておるわけでありませう。

ですから、何かそこにアンバランスがあるように考えられるわけでありませうけれども、それではなくて、農協は、貸し倒れのと代位弁済を受けられるのは、金融機関として反射的利益を受けるわけでありませう。農協が出資者であるのは、最後の受益者である農家自身あるいは農協である場合もございませうけれども、それが出資の反映として、債務保証の利益を受ける、こういうことになるのだと思ひます。

○安田敏雄君 銀行でも慈善事業じゃありませんから、営利事業ですから、ですから、こんな引き合わないことはやらないでしょう。銀行が引き受けるなら引き合ひでしょう。引き合ひ以上、銀行は希望しているわけですよ。

その引き合ひというのは、この法では、その銀行としては、近代化資金ではあまりもうからぬ、もうからないけれども、しかし農家の預貯金を銀行へひとつ農協のほうから転入して吸収しようという見通しを持つておるから引き受けるわけですよ。ですから当然銀行だつて、そういう見通しに立てば、その利益はある程度受けるわけですから、特にこれからの農業といふものが、昔の米麦一辺倒の農業といふのが、今の中小企業のように、實際のこを言いますと非常に現金の取り扱い面が多くなるのです、近代化になればなるほど、農業といふものは、したがって、そういう銀行へ、一つの取引の口座を設けさせる、これは引き受けませう。そこで、そういういろいろな近代化の中に、農家の現金取り扱いが多くなりませうといふと、勢い銀行の窓口を利用するようになる、利益が出るんだから。当然、こういう銀行その他の金融機関を、この中へ金融機関として挿入するならば、これにだつて、多少の出資を要請したつていいじゃないか。そういう話し合ひをしたことはないですか。

○政府委員(松岡亮君) どうも、先ほど来の御質問、私の説明が悪いのかも知れませんが、どうも会員の資格と金融機関たるの地位と一緒になつておる場合と、別々の場合と、こんがらがつてきますので、説明しにくいのでございませうが、預金を吸収する利益といふよりも、これは農協の場合でも銀行の場合でも、同じではないかという感じがするのであります。

○青田源太郎君 ちょっと関連して、今、僕らもちょっと疑点があるのは、今度指定された農協も金融機関と同じように債務保証の恩恵を受けられる。債務保証を受けた場合には、もしも債権者が債権不能の場合には、代位弁済をしてもらふ、こういうことになつておるのやね。その場合に、その指定を受けている一方の金融機関は出資をしておる。片一方の今指定を受けた出資にも、出資といふて、多少金利でもつけるとか、配当でもあるといふなら、それは僕はそれでええと思ひます。ところが、この出資といふのは、形は出資であつて、事實は出資金であつて、寄付金なんだ。同じ債務保証で代位弁済してもらふものが、一方は金を寄付しよるし、一方は何も寄付もしないじゃないか、こういうことをわれわれにだして。いま一方は、分子が違ふので、銀行は会員じゃないから、それはむしろ基金協会に對する議決権がない。一方の農協は保証協会の会員だから議決権がある。この差は、僕はあれと思ひます。しかし議決権があつたところで、この議決をする権利があつても、利益や運用益といふものはあつて基金に繰り入れるということになつておる。あくまでも議決権があるというだけであつて、別にそれをどうする、どうする、指導権も何もない組織になつておるから、こういう点は、ひとつよく考へてもらおうといふことにしとかぬと、なんぼやつても、並行線になるんじゃないか、こういうことを僕は思ひます。それはどんなお考えでしょう。

○政府委員(松岡亮君) 御注意のよう、に、さらによく検討いたしますが、最

初の出資は出捐に近いというの御指摘のとおりだと思います。思いますが、やはり出捐で、捨てるような金だという性格のもので、やはり受益するものが、農協の組合員でも、それからそれ以外の人でも、やはり出捐するのと同じである。捨てるような性格になる、こういうことは同じではないかと思ひます。しかししはの御注意でございすので……

○青田源太郎君 これは受益する者は、農民でなくて金融機関ですわ。金融機関の債権確保のために、もしも債務者がよらぬなら、代位弁済してもらふということであつて、債務者にかつて保証協会が代位弁済するのだから、受益する者は金融機関や。農民は六分五厘で利子補給して、これは日本全国同じ恩恵にあずかるので、金融機関が受益になるのや。代位弁済してもらふという安心があるから、それだから、銀行も農業協同組合も同じ受益機関、一方は出捐も出資もしておらぬ、一方は出資をしておる。ただ議決権が、銀行は会員じゃないからない、農協は会員だからあるという、この違いはあるけれども、物質的には受益するのは金融機関である。そういう点を僕は太に考へてもらいたいと思ひます。

○安田敏雄君 実際問題として、今地方の銀行であるとか、信用金庫というのは、出資が幾ら以上とか、ベイスを引きまして、それ以上になる者は、一週間くらい関東から関西旅行へ連れていきますよ。農協たる金融機関は、農業関係の金融機関は、その出資額とか、預貯金とか、取引高によつて、こ

れを差別待遇するわけにいかないのです。加入員全体を、旅行に連れて行くときには連れて行かなければならぬ、農協の政策から言ひまして、ところが金融機関は、そういうベイスを引いて連れていくことができる。そうしますと銀行に道を開きますと、必ず銀行は富農層から預貯金を集める。また、現金取引高も多くなる、農業近代化によつて、現金化が多くなるのですから、農協に残るのはベイス以下の表に出ている借りがたい農業者だけが農協に依存することになつて、富農層は銀行取引……。というのは、旅行だとか、歌舞伎見物だとか、そういうようなところに、みんな優遇策があるわけですよ、実際問題の運営は。

そこで私は、銀行と信用金庫とへ道を開く危険性を、そういうところから感じてくるわけです。だから、今まで申し上げたわけで、このことは、運用上特に注意しないと、重大な私は問題に発展するのではないかと、このように考へておるわけです。この点は、特に意見として申し上げておきますが、ね。実際行なわれておるんですから、そういうことが、どうです、局長の実際の問題に対応した意見というものは……

○政府委員(松岡亮君) 農村においても、預金獲得競争が銀行、それから郵便局その他機関なものとあるというところは私もよく承知しているのをごいす。銀行などの取引があるのは、どちらかといえば富農層にその傾向がある、現在でもある。でございすが、もちろん運用上、その結果として農協に、不当な侵害をするというようなことは避けるように厳に運営して参りました。

○安田敏雄君 農協は農協は今の状況からいひます。私は農協は今までの状況からいひまして、農協の組織の力によつて、今までも、大部分の農家を自分の陣営に置いておる。そういう状態は、今後とも続くとは思つておりますけれども、しかし、今御注意の点は、確かに今後運営上は厳重に注意して参りたいと思ひます。

○安田敏雄君 農協は農民全体に、その平等なサービスをしなければならぬ立場、それから銀行は、その取引相手にだけサービスすればいい、こういう立場があるのや、そうすると、サービスせられずと農村の人は純朴ですから、そうすると、たとえばある人が銀行で優遇を受けると、あなたも農協なんて、いつつぶれるかわからぬから、銀行のほうがいいんだと勧誘して銀行へ片寄つていくことが事実ですから、そういう点は、特に運用上注意しなければいかぬと思ひます。それでこの提案理由の説明に二百七十三億圓が貸し出されているとありますが、これは何口くらいになるかお調べになつたことがあるのですか。

○説明員(立川基君) 二万三千六百十一件になつております。

○安田敏雄君 農業の類別はわかるのですか。

○説明員(立川基君) 件数別でございす。

○安田敏雄君 それは答弁がなくて、あとで調べてわかれれば、多い順に資料で説明して下さい。

農業構造改善に關係するものが多いい、むしろそうでしょうね、去年から始めたんですから。パイロット地区も一般指定地区も、それをたよりにやっているわけでしょう、三千五百万と四

千五百万のやつはね。ですから、農業構造改善事業に關係するものが一番多くて、そしてその業種は、今選択的拡大の対象となつていゝものが総量で一番多くなつていゝやないか。

○政府委員(松岡亮君) 今のお話のうち、いわゆる農業構造改善事業の融資分については、本年度から近代化資金で貸すというのが始まつたわけですが、どうも幸か不幸か、地域の指定がおくれまして、現実には貸し出された例は、ほとんどないといふことございす。近代化資金を三十六年度で貸した実績の中で、果樹部門とか畜産部門がどうなつていゝかといふことは、先般資料で提出したとおりでございす。

○安田敏雄君 これはあとでわかつた資料として出していただきたいと思ひます。

それからその次、昭和三十七年度におきまして、その利子補給承認額は融資額五百億圓のほぼ満額に達する見込みでありますといふのですが、これは、どのくらいになつていゝのですか。

○政府委員(松岡亮君) まだ年度が終つておりませんので年度全体の報告はいたさないわけですが、大体、すでに一度年度当初に、各県別に割り振つた額について、

〔委員長退席、理事青田源太郎君着席〕

県ごとに過不足の調整をやりましたところ、五百億はほとんど全額消化されている、こういう見込みでございす。

○安田敏雄君 三十七年度の政府の助成金は五十三億ですか、利子補給が

五十三億、そうですね、農業近代化資金の助成が。

○政府委員(松岡亮君) 私からお答えいたします。

前年度、つまり三十七年度の予算額は五億圓でございす。

○安田敏雄君 五億圓ですか——五億圓だつたら全然問題にならぬですよ。

○政府委員(松岡亮君) 五億圓でございす。

○安田敏雄君 五億圓政府が出した——助成ですよ。

○政府委員(松岡亮君) 利子補給の予算額が五億圓でございす。

○安田敏雄君 利子補給は五億圓ですか。そうすると、利子補給が五億圓に對して、各県の総額は、どのくらいになるのですか。

○政府委員(松岡亮君) 各県の総額といひますと……

○安田敏雄君 各県でも利子補給をしていゝわけでしょう。国ばかりじゃないでいゝよう。県負担分もあるんでいゝよう。

○政府委員(松岡亮君) 大体、同額を各県がやるわけでございます、二分の一補助をするわけでございますから。そのほかに、県が単独でやつていゝものがあります、今ちよつと手元に数字がございせん。

○安田敏雄君 そうしますと、利子補給は、昨年末、三十七年度末で、大体五百億圓の融資額ですね。そうすると五百億圓に對して九分五厘、農協ならば一割の利子がつくのですよね。それを十億圓の金で大体まかなつてきたといふことですね、利子補給は、それで結局六分五厘、十億圓出したから六分五厘で借りられるといふことにな

るわけでしょう。県も国も出したからね。

○政府委員(松岡亮君) そうでございます。これは年々累積されてくるわけですが、融資額が累積になってきますから、最初のほうは割合に少なかったわけでございます。

○安田敏雄君 計算してはいないのですが、今五百億円の融資額について、それはもう満ちていっている。それで十億円で結局まかなえたということに逆算してなるのですか、県と国で。

○政府委員(松岡亮君) 大体、この予算でまかなえると思いますが、これはなお精算いたしませんと、あとから補助することになっておりますから、たとえば年度の初めに、よけいに貸し出されるか、終わりのほうによけいに貸し出されるかによっても違って参りますので、まだ、これは正確な見込みが立ちません。

○安田敏雄君 そこで、きょういただいた資料ですが、農業信用基金協会の近代化資金に対する三十六年度末出資額内訳および三十六年度近代化資金の保証額、これで各県を見ますと、県の出資は非常に多いところと少ないところがありますね、長崎県あたりは、きわめて少ないのですが、これは一体、どういふ関係になっているのですか。

○説明員(立川善君) (注)の2に書いてございますけれども、三十六年度に對します長崎県の負担分といたしまして、年度末の三月三十一日まで現実に現金を繰り入れることができませんで、三十七年度の四月になりました、出納整理期間中に繰り越しましたものですから、三十七年三月末現在で締めまし

た数字が、以上のとおりでございます。注の2に書いてございます。

○安田敏雄君 この協会についての県の今、この程度の出資金では、大体その基金協会の農林省で描いたような機能を發揮でき得るような、構想に見合っている、これは、出資額ですか。

○政府委員(松岡亮君) 三十六年度は初年度でありまして、年度途中から始まった関係で、これだけでどういふ言ひのむずかしいのでありますが、それから前から財団法人や社団法人の形で、県にいろいろな債務保証協会とか、そういうものがありまして、その出資も引き継いであります。県の改良資金特別会計から引き継いだものがありますので、この表をざっと見たところでは、まだ、これで十分と足りな

いとかいふことをちよつと言ひのは困難ではないかと思ひます。

○安田敏雄君 それから、市町村で出資しているところをみますと、農業構造改善事業のパイロット地区ないし一般指定地区に指定されているところが、まあ出資しているようですが、その他のところは、資金制度が新しいために、あまり出資しておらないんです。ですから、農業構造改善事業をやっておる地域はこの近代化資金を貸すかと思つていたんです、それで、今まで出資している向きがあるわけですよ。ところが今度、農林漁業金融公庫法の一部改正法案で、構造改善事業が農林漁業金融公庫のほうで扱ふことが多くなるわけでしょう。そうすると、こ

ちらのほうの近代化資金は、農業構造改善事業には関係ないですよ。ところが、今までそのPRがどうなつておつたか知らぬけれども、パイロット

地区では、みなこちらのほうに出資しているところが多い。これはどういふふうな関係で、そうなんですか。

○政府委員(松岡亮君) 私のほうとしては、構造改善地域に、特に市町村の出資を要請したり勸奨したということはないけれども、構造改善に対する熱意から、そういうことが出たのかと思ひます。これは研究させていただきます。

○安田敏雄君 当初農業構造改善事業を推進するという農林省のあれは、この構造改善事業の大幅な補助金は国で出して、残りの半分は、これは近代化資金で出すということ、そして近代化資金を六分五厘にするんだ、しかしそれは、そういうことであつてはいけな

いということ、六分五厘では高過ぎるから、しかも期間も十五年では短過ぎるから、これを三十年にしろという議論がずっと起つておつたんですよ。ところが今度、この近代化資金では全然取り扱わなくなつたんだ、構造改善事業に關係するものは、ですから、私は安いものなら、金融機関は、どつちのほうでもかまわぬけれども、農林漁業金融公庫の金でも、安ければ

けっこうだけれども、当初は、構造改善事業を推進する近代化資金は貸し出さう、こゝういふ政府はPRをしたわけですよ。そうして各県でも、そのつもりになつておられますよ。だから指定地区へ行きますと、どこでも近代化資金に対する金利が高いとか期間が短いとかいふ、そういう要望が出てきたわけですよ。ところが今度、本年度になつてから、その方針ががらつと変わつちやつたわけですね。ですから、近代化資金というものは、農業構造改善に伴つて

あわせて出てきた法案が、こゝら辺でもつて、すっかり何というんですか、方向転換したような格好になつてしまつた、意味がなくなつてきたんですよ。

ですから私は、そういう意味がなくなつた、こゝういふ金融の法律をこゝへ残しておいて、銀行のワケを広げますという、勢い農家金融が銀行のほうへ吸収されていくという問題が出てくるわけですよ。農業者には魅力がない、六分五厘というもので借りても十五年と安いものが出てきておる。三分五厘も出てくるし、四分五厘も五分五厘も出てくる。しかも期限は二十五年なんというものが出てきておるんですよ。ですから、これもこのままで間もなく、自分の加入している農協によけい出資しなさいということにプレッシャーされるんですよ。したがって、基金協会の内容というものは、貧弱でもつて、単に利子補給だけを国がしていくという性格のものに成り下がつていく。そういうことを感ずるわけですよ。これについてのお考えはどうですか。

○政府委員(松岡亮君) 確かに、来年度から近代化資金で貸す予定でありましたものを農林公庫資金に切りかえる部分が出るわけでございます。それは当初から、そうできれば一番よろしかつたと思ふのでありますけれども、やはり、より低利で六分五厘から三分五厘に引き下げる、しかも長期にしたほうがよろしい、特に系統の資金は、やつぱり運用の期間に、公庫資金のよ

うな、財政資金のよる自由さがございませぬから、ある程度、これの運用

期間というものは制限されますので、長期性を要求するといふ問題では、財政資金のほうがいいわけでございます。そういうことで切りかえることにいたしましたわけですが、計画として近代化資金から借りて、設備を作るとか事業を行ふ予定でありました方々に対しては、三十八年度から実行されま

す、幸か不幸か、さつきも申し上げましたとおり、まだ近代化資金の貸付は、構造改善地域に對して、ほとんど行なわれておりません。新しい制度で貸し付けて参りたいと考えております。

○安田敏雄君 当初政府のほうでは、近代化資金と農業構造改善事業を並列して推進していく方向だった、これは事実なんですよ。ところが、今度農林漁業金融公庫法の一部改正法案が出てきて、その提案理由の説明を讀んでみま

す、この近代化資金制度設立の意味がなくなつちやつた。こんなものには市町村でも県でも、積極的に利子補給するなんといふことはしないですよ。だんだんなくなつてきますよ。今まで構造改善事業の附帯的な金融機関でありました、構造改善事業を裏づけるこれは金融制度である。こゝういふ考

え方から、出資も勧誘し、県も積極的に推進しようといふ気が見え見えした。ところが、このほうは依然として六分五厘で十五年、そして問題は構造改善事業とは全然別個のものになつてしまつた。そして農家のほうの生活改善の方向における金融的なものを、まさか政府が一年や二年でこれは廃止することができない、意味がなくなつたからといって、そこで今度困るから、金融機関でも入れて、そ

して、そのほうへ預貯金でも集めて、そのうち魅力がなくなればやめてしまおうじゃないか、こういうことも、においがしてならないですね。近代化のほうで、農林漁業は全部できないでしょう、山林まで含めて。全部を公庫のほうへ優遇的な扱いをしてきて、これが、近代化と銘打った新しい制度です、それが依然六分五厘の十五年、どこで一体、この金を使ふんです、構造改善事業として使わないで。そんなもの借り手なくなりますよ。だから、こんなものは廃止するなら、ほんと廃止してしまつて、農林漁業金融公庫をもつと強化して、農林漁業金融公庫のほうで取り扱えない理由はないですからね、国民の生活改善の項一つ入れれば、それで済むわけですよ、近代化のために。それで農林漁業金融公庫法の提案理由を読むと、農業経営の高度化とか、近代化ということが、どこでもうたつてある。この近代化資金のほうは、どうも、それを読むと、金融公庫の改正案のほうを読むと、ここのほうは非近代化資金になつてしまつておる。意味がなくなつたのですよ。

これは一体、こういう形で、少しも近代化のために前進するといふような方向に、基金協会の運営も、助成のほうもいかにないで、ただ、そこに一つの金融機関というものを挿入してきた。そういうことは、一つも進歩には通じておらぬ。これはもつと金利を下げろ。たとえば六分五厘のものを五分五厘にするとか、五分にするとか、そして十五年のものを二十年にするとか、こういうこととか、あるいはその利子が高くていいから、よけいに助成を

していくといふのなら意味がわかりません。ところが、そうじゃない。こんなもの一部改正したつて意味がないのです。そこら辺の考え方をひとつお示し願いたいと思います。

○政府委員(松岡亮君) だいたい問題が広い範囲にわたつておるのでございすが、最初に申し上げたいのは、構造改善事業に貸し付けられる資金は、今度の新制度のうちで、農業構造改善推進資金として計上されておる三千六億円でございす。そのうちで融資単独事業に關するものが三分五厘でございす。

それ以外の地域には貸し出されません。これは毎年三百とか、四百とか指定されるわけでありすが、構造改善計画にのつた事業、あるいは施設に対して貸していくわけにございまして、これは三年の事業が終われば、それで終る、こういう資金でございす。

なぜそういうことにいたしましたかといふと、構造改善事業は、これは私から申し上げるまでもなく非常な難事業でございす。重要であると同時に、これを推進するには、よほどの精力を傾注しなければならぬといふことから、金利も思い切つて引き下げた。償還条件も緩和したわけにございす。貸付限度も広げたわけにございす。構造改善事業に關して出されておる要望も、そういうことでございすので、それにこたえて三十六億というものを設けたわけにございす。五百二十億円の近代化資金は、構造改善事業の三十六億に相当する部分は譲りましたけれども、その他の事業及び一般地域においては、依然として旺盛な需要があるわけにございす。それと今度の近代化資金助成法の新しい金融

機関の追加といふ問題は、ちよつと別な問題じゃないかと考えます。

○安田敏雄君 私は今までの、農業基本法が制定せられて、それから農業構造改善事業として政府が一本の柱として推進してきた。そういう中で、改善事業を推進する裏づけは農業近代化資金といふやうに去年まで論議されてきたわけにございす。この法案を制定するとも、これは農業基本法制定以来の画期的な金融制度だ、こういうことでございす。

ところが、今年はこういう形で、農林漁業金融公庫法の一部改正案で、今度は突然に、構造改善事業はそつちのほうでやるのだ、こういうことになつてきたわけにございす。農林漁業金融公庫の二百二十億かふやしてやつてきたのです、それで、ですから、構造改善事業をするのだといふ前ぶれで、これをやつてきたのだけれども、構造改善事業は、資金量は非常に多いわけにございす。十年でやるのに資金量がたぶん足りません。とても近代化助成法案では、こういうふうなものには、どうにもこうにもならなくなつていつちやう、利子補給していったら。だから今度、そういうことで近代化資金のやつを六分五厘をもつと下げろといふ要望は、農村どこからでも出てきたのです。みんな出てきた。各県行つてございす。農業構造改善するときには、半分国が、パイロットは三千五百万円補助金やりやす。こんな大きな補助金は、今まで農林行政の中ではない。今度は画期的で、非常に行政効果のあることだと、こう言つておる。その半分は、三千五百万円は農民の借金になるのです。交付金に匹敵するやう

な行政効果があるやうとも、農民の借金だ。農民の借金は、この近代化資金でやるのだ、こう言つておりやす。ところが今度は、これじゃ取り扱わなくなつちやつた、構造改善事業は、そこら辺のところが、今度は大きく転換をしております。

〔理事青田源太郎君退席、委員長着席〕

正直に言つて、とてもこの近代化資金じゃ、もう保証の、こういう貧弱な基金協会じゃ構造改善事業はできない。そういうことはよくわかりやす。

そういうふうには今年金融制度の、構造改善事業に対するあり方を、大幅に急速に転換してきたわけにございす。ですから、まさかそういうふうなものでもつて、この近代化資金を農業基本法制定以来初めて出てきた画期的なものであるといふ近代化資金を廃止するわけにもいかぬので、直ちにこめるわけにもいかぬから、これはこのまま存置しておけ、それには金融機関でも入れておけ、こういうやうなことで提案をしたのじゃないか。こういうふうな提案もできるわけにございす。ここら辺のところはどうですか。

○政府委員(松岡亮君) 私たちとしては、今、御指摘になつたやうな気持は全然ございせん。もつと具体的に申し上げますと、新しい制度として、予定しております農林漁業経営構造改善資金の中には、まず漁業関係がございす。林業関係がございす。農業近代化資金とは関係のないものであります。土地取得資金、これが非常に大きなものであります。それから、当初から農林公庫で貸してあります果樹振興特別措置法による果樹振興資金、これ

も条件をずっとよくしておりますが、それが含まれております。あと近代化資金で従来もやれたといふのは、農業構造改善推進資金、さつき申し上げた三十六億円であります。それと畜産経営振興資金であります。いづれも、政策的に強力に進めたいといふことから財政資金に移したわけにございす。ことに農業構造改善事業は、これは特に計画性をもつてやる必要がありますので、政府資金に移したわけにございす。

○安田敏雄君 そうしますと、今度の構造改善事業に、たとえば例をあげますけれども、パイロット地区三千五百万円、一般指定地区で四千九百万円補助をやりやす。ところがパイロット地区の場合をひとつあげてみまして三千五百万円、これは補助で出します、政府が。残りの三千五百万円は事業を推進するときに、これは何でいわれるのですか。近代化資金で三千五百万円借りるのですか。それとも農林漁業金融公庫のほうで借りるのですか。

○政府委員(松岡亮君) 農林漁業金融公庫のほうの農業構造改善推進資金でございす。

○安田敏雄君 それで借りるのでしょ。そうすると、近代化資金のほうは対象にならないわけにございす。ところが、今まで政府では、農業構造改善事業を推進するのは、三十七年度末まで、この予算が提案されるまでは、近代化資金でやれといつてきた。近代化資金では六分五厘、十五年といふものでは、構造改善事業はともでない。こういうことで世論のうんと反響があつたはずですよ。ところが、農業基本法制定以来、構造改善事業を

○渡辺勲吉君　それでは、引き続きいて公庫法一部改正について質問します。この公庫法の改正は、当然農業構造改善事業に伴う制度金融の法律の改正なわけですから、まずもって、その前提たる構造改善事業の進捗状況といえますか、そういう点からお伺いをいたしたいのです。かねて資料要求をして、御提出を願っております三十七年度の実施地域、パイロット地域の一覧、それからパイロット地域、一般地域の指定を解除した地区、その理由、これを資料要求をしておたのですが、まず、これらの資料を中心に、経過をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員（斎藤謙吉君）　私から構造改善事業の進捗状況につきまして御説明いたしたいと思えます。お手元に構造

そこでその十五地区の解除の主要な理由といたしましては、御承知のように、当委員会にも御報告いたしましたと思いますが、パイロット地区につきましては、やはり地域の拠点としての性格を持たせて参りたいということで、計画についても、ある程度の高度な計画を立てるといふことにいたしておたわけでございます。そこで、事業実施にあたりましては、当然地区内の農民の同意を必要とするということを条件といたしておりました。そういうような観点から、なかなか地域内における

いという関係で、農業計画の実施が困難であるというのが十一地区あったわけでございます。そういう理由をつけまして、町村のほうからは解除の申請があったわけでございます。それ以外に、特殊な理由といたしまして、ここにありますように、臨海工業等の建設計画、あるいは新産業都市建設計画の該当地区として、今後の農業経営のあり方に、さらに時間をかけて検討することが必要であるというような理由で解除の申請をしてきたもの、あるいは災害によって事業の実施が困難である、特に資金の見通し等について困難であるというような理由で解除の申請をしてきたものが一地区、それから国営干拓工事との関係で、地区内の土地基盤整備事業が十分計画と同時に進行する見込みが立たないというようなことになった関係でおくれた地区が一地区、それから、これは特殊な理由になりますが、地区内を通過する予定の阪和国道の計画路線の決定がおくれて、都市近郊である関係上、農家全員の同意が得られなくなつたというような理由で一地区、合計して十五地区が解除の申請を私どものほうで出して参つたでございます。

そこで、これらの解除の申請になりました地区につきましては、これは一般地区として、希望があれば一般地区に切りかえてもよろしい、自動的に一

それから一般地域のうちでは、これは予算では当初二百地域を予定いたしておったわけでございますが、具体的に予備協議に上つて参りましたのは、先ほど申し上げました計画の承認をいたしました百七十四地区と、それから一たんは協議いたして参つたのであります。その後において、本年度は事業を見送るということになったのが十六地区あるわけでございます。この十六地区につきましても、大体今申し上げたようなパイロット地区の解除の申請をいたした町村の理由と大同小異でありまして、土地区画整理事業については、農家の同意を要するということにいたしておりますので、関係農家の同意が得られないとか、あるいは実施地区の選定、計画の内容の調整が十分整わないというような、つまり実施態勢が整っていないために、事業実施が困難になったといったような地域が十三地区と、それから先ほど申し上げました、その村の特殊な事情によつて、災害によつて事業の実施が困難になるとか、あるいは市長の改選によつて計画の再検討をしなければならなくなったといったような関係で、十三地区が、最後の協議の段階のときには、

これは見送りたい、こういうことになって、最終的に百七十四地区、こういうことに相なったわけでございます。

○渡辺勸吉君　そのうちで、特にお伺いしたいのは、指定を解除したパイロット並びに一般地区の中で、その理由が、今の説明でも、大きく二つあげられておるんですが、一つの解除した理由は、一部農家の同意が得られなかった、もう一つは、実施態勢が整っていなかった、こういうことをあげておるのでありますが、特にこの前段の、農家の同意が得られなかったということは、かなりこの仕事を、これから精力的に推進していく上において内容として取り上げなきゃならない要素を持つておる。その農家の同意が得られなかった、おんな理由を列挙すれば、どういふ内訳になりますか。

○政府委員(斎藤誠君) 実は解除申請の理由として、今申し上げたようなことを理由として、私のほうに書類としてもらつておるわけでございますが、したがって、計画自身が上がつてこないものでございまして、その詳細は実は調べておらないわけでございます。

ただ、一般的に考えられますことは、この事業におきまして、圃場の整備というよりなことが、やはり相当土地基盤整備事業の中に大きなウェートを占めておりますので、このような圃場の整備、特に一圃場の区画を拡大するといふようなことにつきましては、なかなか村でも、いろいろの経営規模の階層があり、あるいは兼業農家があり、というよりなことで、関係面積に――

計画地域に關係する農家においても、必ずしも利害關係が一致しないというよりなことが、あるいはこの事業に伴ひまして、当然地元負担があるわけでございますが、すでに相当その負担をいたして上、事業を実施するといふようなことから、負担關係で必ずしも話がまとまらないというよりなことが主要な内容になつておるのであります。

○渡辺勸吉君 それから、統一しておきますのは、まあこの構造改善事業そのものには、あまり時間をとるべきじゃないと思ひます。問題点のうち、特にしほつてお伺ひいたすのですが、指定をいたしました、たとえばこのパイロットなり、あるいは一般地区です、ね、この中でも、私が現地の実態でつかんだことでありますが、だんだんその内容が、詳細が判明するに従つて、農家では、どうもこれは指定を受けたけれども返上したいという動きが、私

の触れただけでも、具体的にあるわけですね。で、私はこれを農林大臣にたのびましたので、この委員会です。そういう地域住民の全体が、この計画を理解し、その理解の上に立つて、自分らのものとして計画を承認して、それでこれが進んでいくものだといふ前提が基準の中にあるわけですから、それが不幸にして、なかなか十分その内容が、最初は、農家末端までわかりかねてゐる。だんだんわかるほどに、こういう条件では、私たちとしてはいただかねるということがあると出てきた場合はどうするかというのに対して、大臣は、それは取り消しをしまして、こういうことをおっしゃつておる。

一、二の例を申し上げますと、委員会でも触れたのですが、岩手県の江刺市でも、私が現地に参りました際に、行く前に、部落の人たちが集まつて区画再整理ですね、この区画再整理については、今のような生産基盤整備の条件では、これはとても負担しかねるというところで、宝録という部落がありまして、四十七戸全部そろつて、再区画についての基盤整備は返上するといふ申し入れをしてきたわけですね。同行の市役所の吏員もおりました。あるいはこの表に出ておる保原の場合、これは農道を五・五メートル幅に拡大する、支線農道を四メートルに拡大するといふ、生産基盤がこの養蚕と果樹の主要作物構造改善事業の前提としてある。その反対は、やはり五・五メートルとなれば、農道とはいへ、これは公道である、そういう公道に対する整備を農家の負担でやるというのことは、これは筋が通らん、こういう点は全額を政府その他で負担してやるならばともか

く、農家の負担でやることは、とうてい筋も通らんし、負担能力もない、経済的效果も十分納得するほどの説明もない、こういうことであります。そういう点は、大臣がこの委員会でも答弁したとおり、その指定された地域である、そういう地域の農民が反対であるという意思表示があれば、これは取り消すことは、そういう措置をとらざるを得ないわけですね。どうですか、その点。

○政府委員(斎藤誠君) 今お話になりましたように、計画段階におきまして、一応村の指導者が立てて、その事業の実施の段階になつて反対があるから、事業は実施できなくなる。したがつて、まあ結果においては指定の取り消し、ということとは違ふと思ひますが、事実上、指定の取り消しと同じような効果しかできなくなつてくるというのことは、当初から村に協議会を設け、関係の農業団体あるいは農民代表も加えて、十分趣旨の徹底をはかつていただく。さらにまた、計画の地区について計画が立てられ、計画の場合におきまして、特に土地基盤整備事業については、土地改良法に基づいて事業を実施するといふのが大部分でございまして、まず、その三分の二の同意を必ず条件としてつけてもらひ、その上で計画についての審査をいたしておりますので、現在の各町村、事業計画を承認した町村におきましては、三分の二の同意はもちろんであります。さらにまた、その後経過を見ますれば、ぜひともこの事業は、村民あげてやるのだと、こういう非常に熱意があるように私は承知い

たしておりますので、今御質問になりましたような事態といふものについて、計画の段階でまずチェックされる、承認の段階にまずチェックされるということでありまして、私のほうは、そのような事態はなからうと、こう考へておるわけでございます。

○渡辺勸吉君 あつた場合は、それをやはり大臣の答弁したように取り消すので、それと伺ひたい。

○政府委員(斎藤誠君) 三分の二の同意を得て土地改良法上の認可を得ておるわけでございますので、その三分の二の同意が、実は間違つておつたといふようなことであれば、これは別でございます。まず、大体において、もうみんな土地基盤整備事業については三分の二の同意書をつけているわけでございますので、それが反対でひっくり返るといふようなことは、ちよつと考へられないのではないかと思ひます。

○渡辺勸吉君 三分の二の同意を得るときは理解の仕方と、さらにそれがもつと現実には自分の財布の勘定の中から、しみじみと内容がわかる段階と、これは時期のずれがある。したがつて、私は計画当初の同意といふものが、その後のやはり、さらに内容の徹底によつて理解なりがたいという変化の過程があるわけですよ。そしてその結果、どうしてもこういう農家の負担に相当部分がし寄せられるものは引き受けられない、この人たちは、当然借りるときも連帯保証もしないでしよう。それも三分の二の事前の意思表示を盾にとつて、三分の一の反対を押し切つてもやるということなんです。

○政府委員(斎藤誠君) これはまあ、仮定のお話でございますので、ちよつと的確な答弁はいたしかねるかと存じますが、この事業を実施します場合の土地基盤整備事業につきましては、通常の団体営と同じように実施設計を立て、さらにそれに基づいては、地方農地事務局も参画いたしまして、県の耕地課あるいは地方農地事務局の技術的な審査を得たものに基づいて、三分の二の同意を得て事業を実施する、あるいはその計画を申請する、こういうことになつておるわけでございます。したがつて、事業計画自身としては十分農民には承知されておるだろうと、こう思ふわけでございます。

従来、土地改良法で三分の二の同意を得て、これがひっくり返つたという例はないのでございまして、今回の場合はおきましては、そのよりなことはなからうと、特にまた、一般の団体営におきまして、そのよりな状態があります。これもまた補助率が平均して四割ぐらいであります。今の場合におきましては国が五割、さらに二割の県費によるかさ上げをいたしておるわけでございますから、そのとおり、かりに補助率が適用されるといたしますと、七割ということになります。ものによつては、従来の補助率の倍の補助率にもなつておるといふようなことでございまして、農家のほうから、一たん計画設計の段階において同意を得られたものが、その後の負担の關係において事業実施ができなくなるというよりなことは、万々なからうと、また、そういうことに一番私のほうも留意いたしまして、計画の審

査に当たりましたは、十分配慮いたしたつもりでございます。

○渡辺勸吉君 私の質問に答えて下さい。いろいろな経過はあっても、現実に反対するものがあるわけです。それを全員のやはり理解と協力で、これは計画からスタートしなければならぬという建前を尊重するならば、三分の一の反対はあってもいいというように、そういうかぶせる考え方でなしに、やはりその中で、かなり経済的な効率というよりもものにも賛成を抱く、またこれ以上の借金をしてまでやることはとうていかなわぬというので、これを返上するという意思表示があつたら、大臣は、そういう場合には返上はやはり認めますと、こう言っておるのを、あなた達は違つて、それでもそれはやるのだということになれば、これはあらためて統一した見解を伺わなければならぬ。

○政府委員(斎藤誠君) 実は、この解除いたしましたパイロット地区の取り扱いにつきましては、農林大臣とも十分御相談をいたしまして、本年度パイロット地区は九十一地区ということになっております。これをぜひともやらせるという方針で措置するということではなしに、むしろ実施条件の整つて、ほんとうにその村でやろうというものを選ぶべきではないか、したがって、あるいは大臣のお考えの中には、解除、つまりここでいいます十五地区の解除にあつたての措置については、そういう方法をとるべきであるということと審査を進めておるわけでございます。その点は、私のほうも計画地域につきましては九十一地区全部やるということではなくて、十分今申し上げたような熱

意があり、実施条件の整えるものだけを取り上げるということにして、それ以外のものについては、指定の解除の道を認めたほうがむしろいいんじゃないか、こういうことで各府県に、そのような旨を通知をいたしたわけでございます。したがって大臣のお考えには、今申し上げたように計画の承認にあつて、必ずしも九十一地区にこだわる必要はなからう、こういう意味でお話になったんではなからうかと推測するわけでございます。

今申し上げましたように、承認された場合におきまして、今、渡辺委員のお話になりましたように、三分の二の同意をとつて、大体、私どものほうは三分の二でありますけれども、全員の同意を得たと同じように実施について確定であるかどうかということ、審査にあつて十分留意いたしたのでございますが、理屈上、かりに三分の一のものが反対しているというようになつてしまつたならば、農林の今までの例から見ましても、三分の一が事実上反対しているのに対して、強行して土地基盤整備事業を行なうということとは、事実問題としては、なかなか不可能であるわけでございますから、そういう際におきましては、事業は三分の一の人の同意が得られるまで事実上行なえないだろう、こう思うわけでございます。

○渡辺勸吉君 この点は、これ以上時間をかけて何うこともどうかと思ひますので、次の問題を伺ひますが、この事業実施の今後の予定を伺ひたい、閣下了解事項ではおおむね十年といつて、このおおむね十年といふのは、三千百カ町村を指定して三カ年で事業を完成させる、その三カ年の完成するまでを含めて十年と解釈しているのですか、それとも指定が十年で、最終の十年目が完了する三年を加算して十三年と解釈しているのですか、どつちですか。

○政府委員(斎藤誠君) 計画地域の指定は、農林省としては、七カ年で全部終わりたいといふことで本年度、三十八年度に四百地域の指定をいたしたのも七カ年計画に基づく指定の町村数でございます。事業実施が、しからば何年で終わるかといふことでございますが、われわれといたしましては、十年目に事業が、ほぼ完了するようにしたといふ考えでございますが、ただこれは予算を伴ふことでございますので、大蔵当局とは、必ずしも十年以内といふふうに完全な了解はつておりません。しかし農林省としては、十年を目安に事業を終りたい、こういう考えでございます。

○安田敏雄君 この構造改善事業の推進にあつては、パイロット地区と一般指定地区が、当初九十一と二百で予定したわけですが、この指定をめぐつて、現地には、いろいろの物議がもたれました。で、ほとんどその指定は、さつき問題になりました近代化資金の制度の中では、みんな返上だつたんですね、返上。ほとんどこれは返上だつた。政府もたしか苦境に立つたことは事実なんです。各県でもね、金利が高いとか、十五年じゃ困る、こんなことはやっていけない、これは村でも、そういう考え方を持つておつた。

ところが、最初は、ある県に行つて私も歩きました、交付税交付金と

匹敵するような大きな補助金があるから、まことにこれは効果的だ、こういふわけだ。行政効果大きいといふわけだ。しかし反面、これは農業者がみんな大半は借金しておるものだ、そんなことは考えない、各県段階にいきまして、考えない。しかし、実際、十五年で六分五厘なんといふもので、はたしてやっていけるかどうかといふことについて、みんなそれは迷つた。で、まあほとんど去年の十月ごろまでは返上機運がみんな多かつたのです。ところが、農業基本法の制定後の、これは重要な柱ですから、これがつぶれちゃうと思つて、政府筋で農林省の係官総動員して、十月以降全国へ飛んだんです、これは事実ですよ。それで、その中で、みんな、それじゃ困るからといふので、いや金利は安くしましよ、こういう事業についても、それじゃ金利を長く認めましよ、これについてもうやりましよとかね、たくさん条件を出して、どうにかこうにかなだめて、ことしの十二月に、暮れによろやく、指定地区は大体まとまつてきたわけだ。それで、その公約上、おそれたらね、今度は、突然今までの看板は振り捨て、近代化資金は廃止にして、それで農林漁業金融公庫のほうの取り扱いをしていく、これを窓口を広げたり、あるいは資金量を増大したり、金利を安くする。急速に転換したわけですよ、これは事実です。そういう金融のいわば制度の緩和といふものを出して初めてこれが軌道に乗つてきた、率直に言へば。

ですから、これは、まあそれは一つの前進といへば大きな前進でしよけれども、しかし当初の方針を変更した

といふことについては、これは政府に責任があるわけですよ。各県はそう思つてゐる。近代化資金でやるだろうと。ところが、近代化資金には、これはもうとても、事業量に対する融資の保証もできないし、基金の積み立ても、そんなものじゃできないし、思うよりならぬし、びつくりしたわけですよ。ところが、政府が目算も違つたわけだ。構造改善事業を推進するための金融制度の目算が違つて、で、こへきて、あらためてそういう地方のやつを何とかまとめたきやならぬといふことに大幅に転換したことは事実ですよ。そのとおりでもいいですか、そういうふうに解釈して、事実それでしよ。

○政府委員(斎藤誠君) だんだんお話

がございましては、私のほうは理

解いたしておらないわけでございます

予定いたしております九千九百九十九

万円の融資事業といふものを考へてお

りまして、そのうち、さらに小分けに

いたしまして、近代化資金に依存し

ておるものを千八百万円といふふう

に押えたわけでございます。したが

つて、まあ一億一千万円の事業の中

の千八百万円を近代化資金に依存する

といふ計画であつたわけでございます

。今回の事業をいたします場合に、補

助率の面におきまして、あるいは融

資の面におきまして、従来のこの種

の事業に比べれば、補助率は高く、

金利も

私は安かったと思うのでございますけれども、何しろこの事業の一戸当たりが、このように低落するときには、これはどうにもならぬだろうという問題があった。そういう農産物価格に対する不満がたいへんあったわけですね、こういうようなものについては、やっぱり一応その処置を指定するまでの経緯として、どういふようなPRをしてきたのですか。そういう農産物に対する、あんた方の指定に至るまでの苦慮、確かに農産物価格について似た声があったわけですから、生産費と所得の補償を忠実に政府がこれを支えてくれるならば、という、こういうその声があったはずですよ。全然その声を無視されているわけじゃないと思ひます。そのときのあなたの方の、まあまあそれは必ずというより、PRが何かあったらうと思ひますが、それについて、ひとつ聞きたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) まあパイロット地区については、初めから九十一をとにかくも予定したしておいたわけでございますから、その地区につきましては、その事業の計画をおくらしたいというふうな返上というものは、あるいはあったかと思ひますけれども、まあ一般地区につきましては御承知のように、まあ全国三千百町村をおおむね七カ年で次々に指定していき、と、もうすでに現在までに、計画地域として指定したものが六百あるわけでございます。来年さらに四百ふえまして一千地域ある。その一千地域の中から、来年度三百の実施地域を選ぶというわけでございますから、まあ計画地域としては、もう全町村に逐次計画地域として指定されることになりまして、その

○安田敏雄君 これはこの辺で、また何しませんが、農事進行の阻害になつてもいかぬからやめておきますが、まだあるでしょう、返上の機運があったのは、金融の問題だけでなく、問題は、その農産物価格の問題です。たといは養蚕地帯においては、繭価が一貫目二千元を割つては、お金を借りても何にもならぬと、だから返上だと

いうような空気があったところもあるわけですよ。あるいはまた、今の乳価が、このように低落するときには、これはどうにもならぬだろうという問題があった。そういう農産物価格に対する不満がたいへんあったわけですね、こういうようなものについては、やっぱり一応その処置を指定するまでの経緯として、どういふようなPRをしてきたのですか。そういう農産物に対する、あんた方の指定に至るまでの苦慮、確かに農産物価格について似た声があったわけですから、生産費と所得の補償を忠実に政府がこれを支えてくれるならば、という、こういうその声があったはずですよ。全然その声を無視されているわけじゃないと思ひます。そのときのあなたの方の、まあまあそれは必ずというより、PRが何かあったらうと思ひますが、それについて、ひとつ聞きたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) まあパイロット地区については、初めから九十一をとにかくも予定したしておいたわけでございますから、その地区につきましては、その事業の計画をおくらしたいというふうな返上というものは、あるいはあったかと思ひますけれども、まあ一般地区につきましては御承知のように、まあ全国三千百町村をおおむね七カ年で次々に指定していき、と、もうすでに現在までに、計画地域として指定したものが六百あるわけでございます。来年さらに四百ふえまして一千地域ある。その一千地域の中から、来年度三百の実施地域を選ぶというわけでございますから、まあ計画地域としては、もう全町村に逐次計画地域として指定されることになりまして、その

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

中心になる価格の政府の補償制度が、やっぱりつきりしない問題が推進しないという大きなネックがあるわけですね。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

○政府委員(斎藤誠君) 三十七年度から、事業をいかに実行していくかという計画を立てて参る、したがって、事業を実施した段階後において、初めて返上という考え方が起こるわけでございますから、現段階におきましては、まだ計画地域の段階でございまして、返上というものは、私はどうも、そのままとしては理解いたしかねるわけでございます。

ただ実施手続は、当初の要求が四百が三百になりましたけれども、むしろわれわれといたしましては、まだ二年目ぐらいにおきましては三百ぐらいがよろう、こういう判断で、むしろ三百にいたしたわけでございます。当初の段階におきましては、着実にこの事業が進められる、そして急速に未広がりに、これが全国的に広がっていく。これが一番健全な事業の進め方ではなからうかというふうに考えているわけでございます。

したがって、今お話になりましたような点につきましては、先生の御叱正も受けまして御協力を得まして、ぜひとも十年ぐらいには完了したい、このように思っております。

○渡辺勲吉君 たいへんどうも、私が激励をいただいたようでありがたいのですが、未広がりとすることは、五年なり七年後に、多くの町村が指定されるというところは、繰り返すようですが、非常に経済情勢の激変の昨今は、これだけは、未広がりの逆をやつていただきたい。もう問題の点もおわかりでしょうから、そういう問題にしておる農家の、そういう点を政策の上に、早急に打ち立てていただいて、たとえは今、安田委員も言われたように、価格も、少なくとも再生産を確保するという共通の立場に対しては、農家が生産意欲をかき立てるような価格体系でなければならぬ、確立するとか、あるいは農家の手を離れてから消費者の台所に行くまでの流通の近代化的なものを合理化するとか、そういうものを早急に構造改善事業の前提として施策に織り込んでもらえば、私はもっと先細りに、さしあたりの年度に重点的に

町村をこなししていくことになければ困ると思ふのです。

心配の第二点は、今度の予算にも現れましたように、補助基準を初年度三割、二年度四割、三年度三割と、お宅で出している基準要項には出しておりながら、これもまた、予算査定の際に、二年度の四割を三割に減らされていふ。非常にこれも理由があつてのこととございまして、そういうもの、そういう要望を、そのまゝ信頼しておつた一般国民から見れば、何か後退しているような感はないまいわけですが、そこで、その理由等は何いせんが、まずまずこれを早急にやつていくために、同じ町村でも、三カ年でやることを二年に縮めるというよりなことまではできないにしても、その大かたは、初年度、二年度には、大部分をやつてしまふ。残りの部分一割を三年度は、三年度に残してもやむを得ない。そういう前向きに積極的な信念を持つて、この事業の推進に当たつていただきたい。そういう前提がなければ、公庫法の改正等も、したがって、どうもどこか抜け穴があるような内容に見受けられるので、まず大元のあなたのところでも、もつとその点を、しっかりと推進するあらゆる施策をひとつ整備して、早急にこれを完了するようにやつていただきたい。そうでなくても、三千百カ町村と言いますけれども、その中で生産基盤整備は、その町村の二割かそこら辺にすぎない。あとの八割は生産基盤整備の対象からはずれていふわけですが、再びまた、これらのアンバランスの問題が当然出てきていふわけですから、ぜひこれは、早急に基本的な問題をあわせ解決して、御推進をお願いしたいというふうにお願ひします。

町村をこなししていくことになければ困ると思ふのです。

○委員長(櫻井志郎君) 本日は、この程度とし、これをもって散会いたします。

午後四時三十一分散会

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業取締法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月四日)

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案成立に関する請願(第一五九九号)(第一七〇八号)

一、バナナの輸入自由化延期に関する請願(第一八四一号)(第一九六〇号)

一、内水面漁業振興に関する請願(第一八四二号)

一、農林年金制度改正に関する請願(第一九五九号)(第二〇七八号)(第二〇七九号)

第一五九九号 昭和三十八年三月一日受理

農業災害補償法の一部を改正する法律案成立に関する請願(二通)

請願者 長崎県西彼杵郡東長崎町田中名 中山熊人外 千二百八十二名

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第六九七号と同じである。

第一八四一号 昭和三十八年三月四日受理

バナナの輸入自由化延期に関する請願

請願者 愛媛県周桑郡壬生川町 吉井 渡辺武

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一九六〇号 昭和三十八年三月六日受理

バナナの輸入自由化延期に関する請願

請願者 青森県五所川原市飯詰 中村漸

紹介議員 石谷 憲男君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一八四二号 昭和三十八年三月四日受理

内水面漁業振興に関する請願

請願者 岐阜県稲葉郡門前町岐阜 内水面漁場管理委員会内 千島喜久男外 八名

紹介議員 古池 信三君

第一九五九号 昭和三十八年三月六日受理

農林年金制度改正に関する請願

請願者 宮城県角田市君宣字的場 一〇六ノ二 森田登 外二千六百六十名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第二〇七八号 昭和三十八年三月七日受理

農林年金制度改正に関する請願

請願者 宮城県栗原郡若柳町宇川 北古川一〇六 佐藤 三郎外二千六百六十名

紹介議員 村松 久義君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第二〇七九号 昭和三十八年三月七日受理

農林年金制度改正に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡能登川町垣見 吉田義美外四千七百三十三名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

昭和三十八年三月二十五日印刷

昭和三十八年三月二十六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局